

第44回（平成29年度第2回） 大分県事業評価監視委員会

資 料

報道関係・一般傍聴者

平成29年11月14日(火)
トキハ会館 5階 ローズの間

第44回（平成29年度第2回）大分県事業評価監視委員会

次 第

日時：平成29年11月14日（火） 10時00分～

場所：トキハ会館 5階 ローズの間

1. 開会の辞

- (1) 土木建築部長挨拶
- (2) 委員長挨拶

2. 対象事業説明

(1)	再	広域河川改修事業	久留須川	河川課
(2)	再	海岸環境整備事業	安岐海岸	河川課
(3)	事前	交通安全事業	国道500号 鉄輪工区	道路保全課

《休憩》 11:05～

(4)	再	道路改築事業	国道212号 耶馬溪道路	道路建設課
(5)	事前	経営体育成基盤整備事業	水崎地区	農村整備計画課

《昼食・休憩》

(6)	再	中山間地域総合整備事業	竹田西部地区	農村基盤整備課
(7)	事後	道整備交付金事業	曾家中西線	林務管理課

3. その他

4. 閉会の辞

- (1) 事務局長挨拶

14:30予定

資料目次

1. 総括表

- | | | |
|-----|---------|--------|
| (1) | 対象事業総括表 | P0-1 ~ |
| (2) | 箇所図 | P0-3 ~ |

2. 対象事業

土木建築部

- | | | | | |
|-----|------|----------|--------------|--------|
| (1) | 【再】 | 広域河川改修事業 | 久留須川 | P1-1 ~ |
| (2) | 【再】 | 海岸環境整備事業 | 安岐海岸 | P2-1 ~ |
| (3) | 【事前】 | 交通安全事業 | 国道500号 鉄輪工区 | P3-1 ~ |
| (4) | 【再】 | 道路改築事業 | 国道212号 耶馬溪道路 | P4-1 ~ |

農林水産部

- | | | | | |
|-----|------|-------------|--------|--------|
| (5) | 【事前】 | 経営体育成基盤整備事業 | 水崎地区 | P5-1 ~ |
| (6) | 【再】 | 中山間地域総合整備事業 | 竹田西部地区 | P6-1 ~ |
| (7) | 【事後】 | 道整備交付金事業 | 曾家中西線 | P7-1 ~ |

第44回（平成29年度第2回）大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

【事前評価】土木建築部

（単位：百万円）

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	全体計画			評価結果		対応方針 (案)
						事業期間	事業費	事業概要	総合評価	ランク	
①	道路保全課	交付金	交通安全事業	国道500号 鉄輪工区	別府市北中～御幸	9年	3,400	L=860m W=13.0(25.0)m 自転車歩行者道W=3.0m(両側設置)	—	—	事業実施

【事前評価】農林水産部

（単位：百万円）

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	全体計画			評価結果		対応方針 (案)
						事業期間	事業費	事業概要	総合評価	ランク	
②	農村整備計画課	補助	経営体育成 基盤整備事業	水崎地区	豊後高田市水崎	6年	1,211	区画整理A=52.9ha	—	—	事業実施

【再評価】土木建築部

（単位：百万円）

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価 基準	採択 年度	完成年度		事業費		H29迄		H30以降		最終の事業計画概要	対応方針 (案)					
								当初	最終	当初	前回	最終	前回	増減 率	B/C			今年	今年	進捗 率	年	年
③	道路建設課	補助	道路改築事業	国道212号 耶馬溪道路	中津市耶馬溪町 大字山移～大字大島	再評価 後5年	H20	H27	H30	17,000	17,000	21,600	1.27	1.3	1.1	10年	13,243	61%	3年	8,357	L=5,000m W=7.0(12.0)m トンネルL=2,986m 橋梁7橋	継続
④	河川課	交付金	広域河川改修事業	久留須川	佐伯市直川大字 上直見	再評価 後5年	H5	H15	H30	1,180	2,112	2,317	1.10	2.4	2.1	25年	2,092	90%	3年	225	延厚L=3,590m 築堤V=15,100m3 掘削V=236,500m3 護岸A=19,000m2 橋梁3基 堰3基 取水ポンプ1基	継続
⑤	河川課	交付金	海岸環境整備事業	安岐海岸	国東市安岐町塩屋	再評価 後5年	H13	H18	H28	3,020	3,200	2,250	0.70	2.1	2.3	17年	2,187	97%	2年	63	人口リーフ L=800m 縦傾斜護岸 L=200m 防砂槽 L=820m	継続

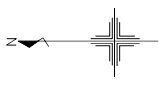
第44回（平成29年度第2回）大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

【再評価】農林水産部 (単位：百万円)

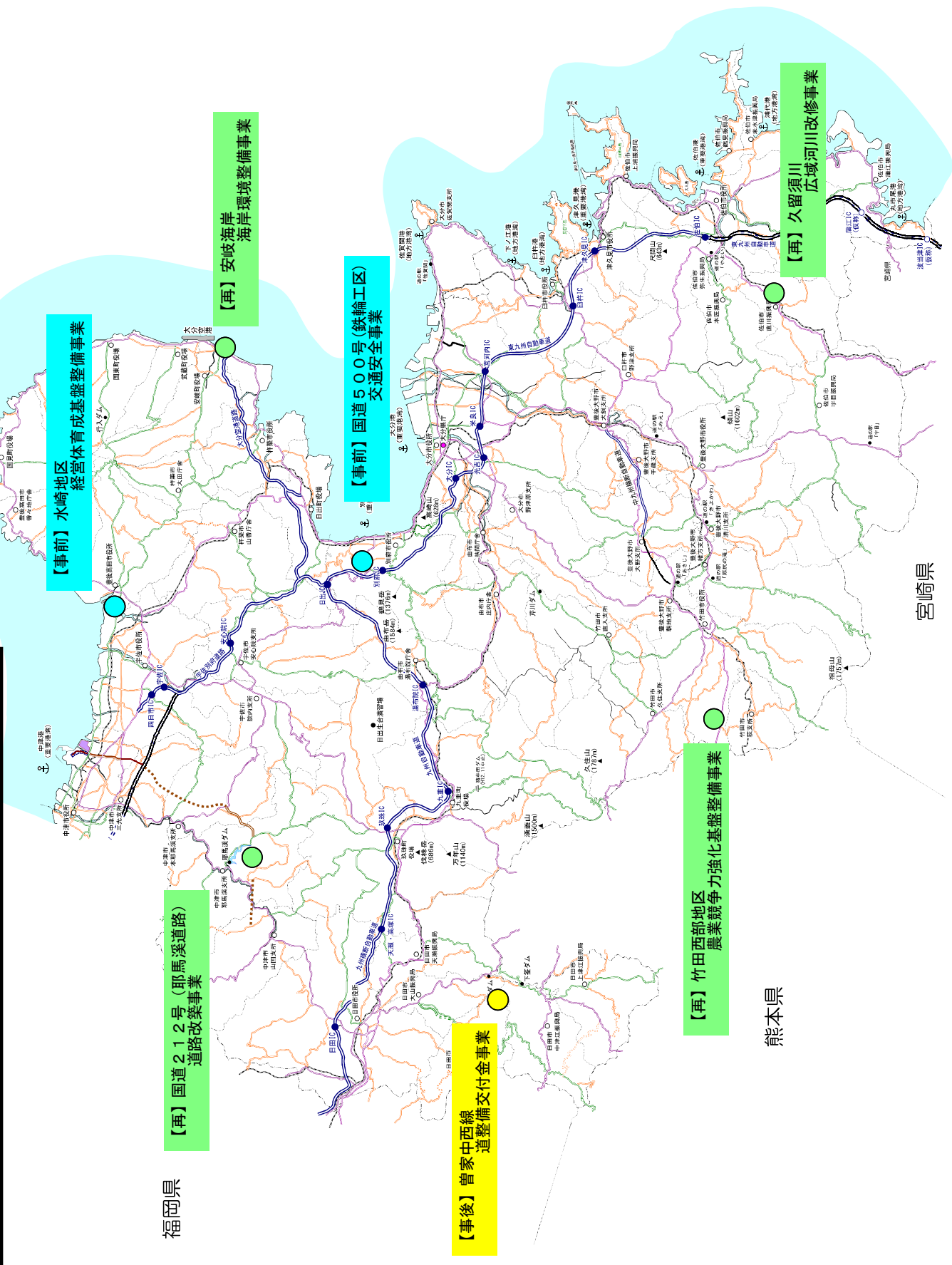
番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度			事業費			増減率 最終/前回	B/C		H29迄		H30以降		最終の事業計画概要	対応方針(案)
								当初	前回	最終	当初	前回	最終		今年	前回	今年	前年	進捗率	年		
⑥	農村基礎整備課	補助	中山間地域総合整備事業	竹田西部地区	竹田市大字小塚菅生、今、戸上、川床	大幅な事業費の増加	H16	H21	H28	H33	1,783	1,779	2,961	1.66	1.0	1.2	14年	1,512	1,449	4年	農業用排水施設 A=324.0ha 農道整備 L=5.5km 区画整理 A=4.3ha	継続

【事後評価】農林水産部 (単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	採択年度	完成年度		変動	完了後経過年	評価年度 事前	事業費(百万円)		最終の事業計画概要	対応方針(案)
							当初	最終				当初	最終		
⑦	林務管理課	交付金	道整備交付金事業	曹家中西線	日田市大山町西大山～日田市中津江町合瀬	H8	H25	H24	0.94	5年	-	2,800	3,366	1級林道開設延長L=13,448m、幅員W=5.0m 利用区域面積A=688ha	評価の完了



第44回（平成29年度第2回）
大分県事業評価監視委員会 対象事業箇所図



事前評価
再評価
事後評価

福岡県

熊本県

宮崎県

再評価書

様式2-1

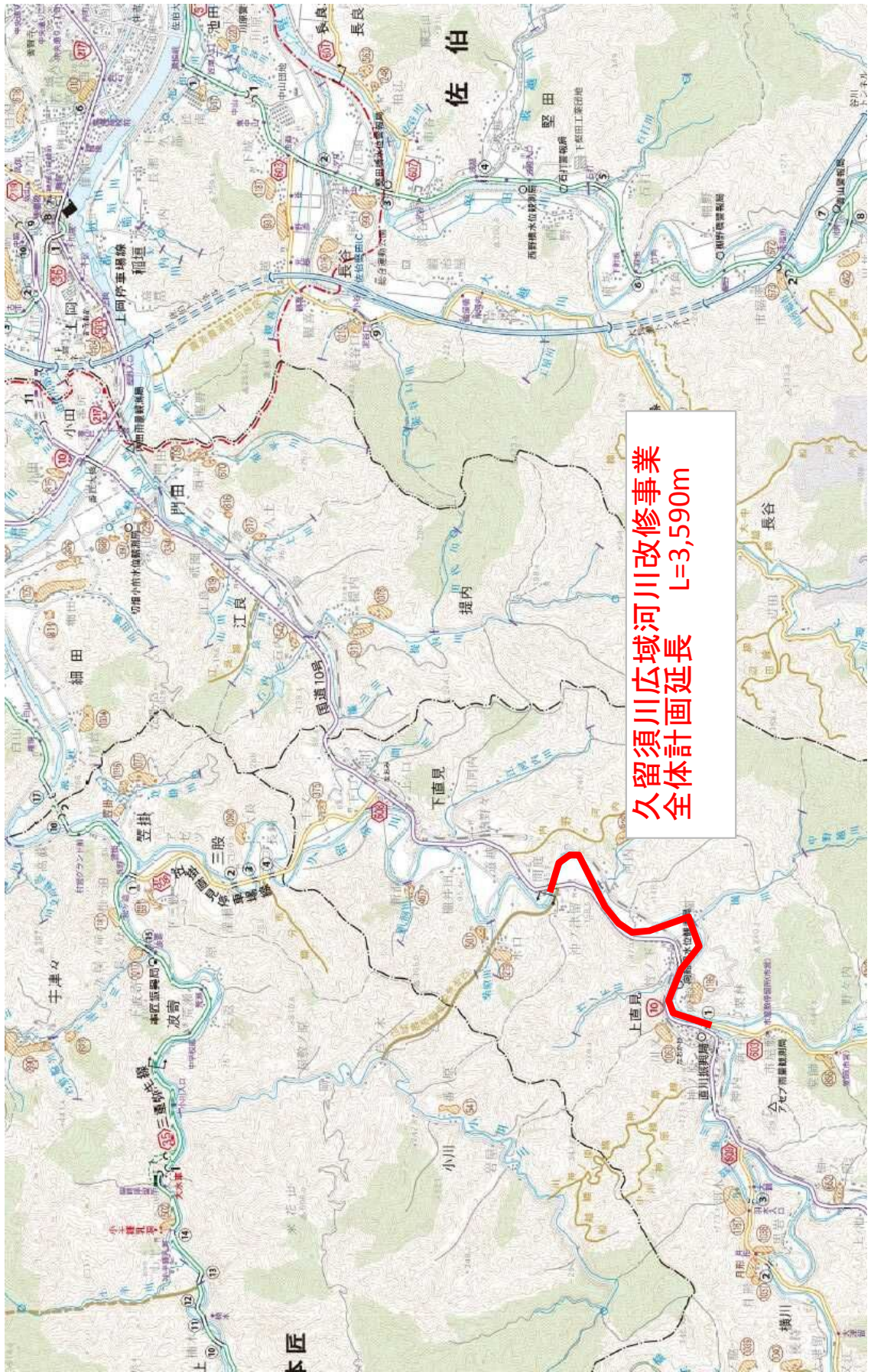
事業名・路線河川港地区名等		広域河川改修事業		一級河川番匠川水系久留須川				
所在地・工区名		佐伯市直川大字上直見						
事業の目的		平成9年、平成16年洪水において家屋や田畑の浸水被害が発生しており、現在、河川改修を実施中ではあるものの、上流部は依然として未改修部分が残っており、河道断面の確保等の浸水原因の解消が図られないため、今後も浸水被害が発生する可能性がある。 河川改修により洪水の発生に対して、家屋、道路、農地などの浸水被害の防止が図られるとともに、久留須川周辺の住民の生活基盤の安定に寄与することができる。						
再評価基準		再評価後5年未完成						
未着工・未完了の理由		大規模な掘削工事は河川環境に与える負荷が大きくなってしまふことが懸念される。また、河川工事は非出水期での施工となるため、大幅な事業進捗が難しい状況である。環境に与える影響や予算面等を総合的に勘案しながら事業の進捗を図っている。						
事業採択年度		採択年度：平成5年度		着工年度：平成5年度				
事業実施予定期間		当初：平成5年度～平成15年度		変更：平成5年度～平成32年度				
事業の概要	計画概要	L=3.59km、築堤V=15,100m ³ 、掘削V=236,500m ³ 、護岸A=19,000m ² 、橋梁3基、堰・ポンプ4基						
			当初計画		第3回変更(H24年)		第4回変更(H29年)	
		計画期間	H5～H15		H5～H30		H5～H32	
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		築堤	18,000m ³	19.3	15,100m ³	37.2	15,100m ³	37.2
		掘削	146,000m ³	151.2	171,700m ³	460.8	236,500m ³	665.4
		護岸	23,000m ²	305.1	19,000m ²	790.9	19,000m ²	790.9
		橋梁	6基	292.4	3基	237.6	3基	237.6
		堰・ポンプ	6基	251	4基	210.3	4基	210.3
		用補・テスト	1式	161	1式	375.6	1式	375.6
		計		1180		2112.4		2317
		変更内容・理由	<ul style="list-style-type: none"> 出水による河川内堆積土砂の増 JR橋上流区間を暫定整備に変更 					
	事業費の推移	事業進捗の状況		<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度までの事業進捗：90% 河積拡大のための河床掘削を実施中 用地買収率100% 				
事業年度		年度事業費	累計事業費	工種		進捗率%	摘要	
全体(当初)		1180	単位：百万円					
H23年度まで		60	1737.4	護岸・掘削・築堤・橋梁・用補・		75%		
H24		120	1857.4	護岸・掘削・テスト		80%		
H25		46	1903.4	護岸・掘削・テスト		82%		
H26		40	1943.4	掘削		84%		
H27		45	1988.4	掘削		86%		
H28		64	2052.4	掘削		89%		
H29		40	2092.4	掘削		90%		
H30		70	2162.4	掘削		93%		
H31		70	2232.4	掘削		96%		
H32以降		84.6	2317	掘削		100%		

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況等の変化	平成18年に策定された番匠川水系河川整備計画の変更を行っており、番匠川水系河川整備計画【提内川圏域・久留須川圏域】を平成30年3月に策定する予定である。			
	地元情勢の変化	◆地元情勢の変化については以下の通りであり、前回評価時から変更はない。 近年の気候変動やゲリラ豪雨等による全国的に水害が多発しており、地域住民としても河積の確保による流下能力の向上を望んでいる。			
事業の必要性	必要性・緊急性	これまでの事業により河道の拡幅や護岸整備を実施しており、治水安全度は向上しているが河道内には土砂が堆積している区間が残っており、必要な河積を確保する必要がある。 近年、全国的に水害による被害が発生しており、事業完了までは地域住民も不安に感じており、事業に協力的であることから引き続き事業を推進していく必要がある。			
	整備効果	◆整備効果については以下の通りであり、前回評価時から変更はない。 ・河道断面の拡幅により流下能力を向上し、家屋・田畑・道路等の浸水被害の軽減を図ることができる。 ・度重なる浸水被害を防ぐことより、出水時における本地区の生活基盤の安定を確保する。 ・国道や市道等の浸水被害解消により、緊急輸送路や避難経路を確保でき、水防活動の円滑化や孤立集落を防ぐことができる。			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H24 再評価時	今回 再評価時
			—	2.4	2.1
	費用便益の分析	過去の出水により堆積土砂が確認されたため、掘削に必要な事業費が増加した。 そのため、前回評価時よりも費用便益費が若干低下したが、便益が費用を大きく上回っている状況である。			
	工法の妥当性	◆工法の妥当性については以下の通りであり、前回評価時から変更はない。 ・既設護岸を活かした片岸拡幅を採用 ・従来の河川法線に沿った河川改修計画としている			
コスト削減	◆コスト削減については以下の通りであり、前回評価時から変更はない。 ・HWLを現況地盤高程度とし、背後が農地の区間は余裕高までの施工は行わない。 ・片岸の拡幅、並びに既設護岸天端の嵩上げを行うことで可能な限り、既設護岸の有効利用を図る。 ・堰の改築の際に可動堰化をポンプ補償とすることでコスト削減を図った。				
	環境等への配慮	◆環境等への配慮については以下の通りであり、前回評価時から変更はない。 ・河道の拡幅にあたっては、片岸の掘削により河畔林や水際を生かし、河川環境の保全に努める。 ・堰の改築には魚道を設置するなど、河川水面の連続性の確保を行う			
事業実施環境	事業の実効性	・当河川は、旧直川町の中心部を流下しており、治水対策の重要性から河川改修への地元の理解及び要望が強い。 用地買収についても完了しており、地元住民は協力的である。			
	事業の成立性	・番匠川水系河川整備基本方針(平成16年策定) ・番匠川水系河川整備計画(平成18年策定) ・番匠川水系河川整備計画【提内川圏域・久留須川圏域】(平成30年3月策定予定) ・安心・活力・発展プラン2015:大分県長期計画 ・おおい土木未来プラン2015:大分県土木建築部長期計画			
	事業の特殊性	◆事業の特殊性については以下の通りであり、前回評価時から変更はない。 当該事業は、通常行われている事業と変わりなく、技術的な問題はない。			
対応方針	対応方針案	継続			
	理由	事業完了による治水効果の発現を地域住民が待ち望んでいるため			

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		広域河川改修事業 一級河川番匠川水系久留須川		
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H5～H82	河川改修費	1/20	2,223,000	
	維持管理費		758,000	
		合 計		2,981,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H6～H82	家屋被害額		3,009,900	
	家庭用品被害額		1,136,700	
	事業所償却被害額		1,282,700	
	事業所在庫被害額		520,700	
	農漁家償却被害額		31,800	
	農漁家在庫被害額		12,700	
	公共土木施設等被害額		10,179,000	
	農作物被害額		120,700	
	間接被害額(営業停止、家庭事務所応急対策)		946,100	
	残存価値		110,000	
		合 計		17,350,300
総費用額 (C)	4,893,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	10,029,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	10,029,000	/	4,893,000	=2.05≒2.1
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・久留須川沿川住民の精神的不安を解消することができ、生活基盤の安定に寄与することができる。 ・浸水に伴う流出物の処理・清掃等の活動に伴う支出を抑えることができる。				

河川改修事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況 (前回評価からの変化点及び現状)
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由 現状の課題から事業が必要な主なる理由 災害発生時の影響 緊急を要する現状の課題	重要な公共施設	■	■	平成16年17年出水と同規模降雨に対して、流域住民の生命・財産を守る (変更なし)
			災害時要援護者関連施設	■	■	国道10号、JR日豊本線 (変更なし)
			地域防災拠点・避難場所・避難経路等	■	■	中津留老人館の家 (変更なし)
			観光・地域振興	□	□	上直原生活改善センター (変更なし)
			NPO、学校等	□	□	特になし (変更なし)
			まちづくり、地域づくり等	□	□	特になし (変更なし)
			過去の災害履歴	■	■	近年では、平成9、16、17年と相次いで大規模な浸水被害が発生 (変更なし)
			浸水頻度	■	■	床上浸水2戸、床下浸水3戸 (平成16年10月出水) (変更なし)
			人家等浸水実績	■	■	田畑等8.3ha (平成16年10月出水) (変更なし)
			浸水積算積	■	■	特になし (変更なし)
○整備効果	関連事業との進捗調整等 事業実施により得られる効果	重要な公共施設、災害時要援護者関連施設の浸水	□	□	特になし (変更なし)	
		関連事業の進捗等への影響	□	□	特になし (変更なし)	
		浸水被害軽減戸数	■	■	家屋5戸、工場等事業所4箇所を軽減 (変更なし)	
		浸水被害軽減面積	■	■	宅地等16.8haの浸水被害軽減 (変更なし)	
		災害時要援護者関連施設	■	■	中津留老人館の家 (変更なし)	
		地域防災拠点・避難場所・避難経路等	■	■	上直原生活改善センター (変更なし)	
		費用便益分析 (B/C等)	■	■	(前回) 2.4 → (今回) 2.1	
		関係法令・技術基準等との適合	■	■	適用法令は河川法、技術基準は中小河川に関する河運計画の技術基準であり、適合した工法を採用している (変更なし)	
		種数案の検討	□	□	特になし (変更なし)	
		コスト削減に向けた具体的施策	■	■	既設護岸の有効利用 (片岸拡幅、護岸天端の嵩上げ) (変更なし)	
事業の実効性	○コスト削減 ○環境等への配慮	地域材・建設副産物の有効活用	□	□	特になし (前回)	
		近隣住宅への配慮	■	■	環境調査を実施し、自然環境に影響の少ない計画とする (変更なし)	
		多自然川づくりとして現況河川との関係等 (項目の移動)	■	■	現況河川に原られる多様性のある河岸や河床の形状を保全する河運計画を採用 (変更なし)	
		事業区間の住環境の状況と対策等	■	■	事業区間は住宅地に隣接しているため、騒音・振動・地盤沈下等を極力発生させない工法検討を行う (変更なし)	
		景観への配慮	■	■	景勝地や観光地ではない。また、極力周辺の景観に配慮した工法検討を行う (変更なし)	
		残土処理の状況	■	■	佐伯残土処理検討会議により流用先を調整。 (変更なし)	
		文化財等の保護	□	□	特になし (変更なし)	
		地元要望、協力体制	■	■	特になし (変更なし)	
		市町村の協力体制	■	■	特になし (変更なし)	
		用地取得の難易度	■	■	用地取得済	
事業の成立性	○事業の実効性	法令等に基づく調整事項	■	■	特になし (変更なし)	
		環境影響評価法、自然公園法、景観法、文化財保護法等	■	■	特になし (変更なし)	
		河川整備計画等 (項目の移動)	■	■	番匠川水系河川整備基本方針 (H16)、番匠川水系河川整備計画 (策定済 (H18)) (変更なし)	
		水防計画 (項目の移動)	■	■	水防区域に指定済 (変更なし)	
		洪水ハザードマップ公表 (項目の移動)	■	■	(前回) 公表済 → (今回) 新たな浸水想定区域図作成中	
		上位計画等との関連	■	■	河川法第十六条、第十二条に基づき事業を実施	
		事業の根拠法令・採択要件	■	■	河川局所管補助事業事務要項に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (変更なし)	
		他事業との関連	□	□	特になし (変更なし)	
		施工時期・期間の制限	■	■	非出水期施工 (変更なし)	
		技術的難易度	□	□	特になし (変更なし)	

* 評価項目 (小項目細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		海岸環境整備事業		安岐海岸				
所在地・工区名		大分県国東市安岐町塩屋						
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> ・人工リーフの整備により背後地の保全(侵食対策、高潮対策)を図る。 ・緩傾斜護岸の整備により親水性の確保を図る。 ・防砂柵の整備により背後地の保全(飛砂対策)を図る。 						
再評価基準		再評価後5年未完成						
未着工・未完了の理由		・他事業(道路事業)との事業進捗進度の整合のため期間を要した。						
事業採択年度		採択年度: 平成13年度		着工年度: 平成13年度				
事業実施予定期間		当初:平成13年度～平成18年度		最終変更:平成13年度～平成31年度				
事業の概要	全体事業概要	計画概要						
		<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長 L=1,000m ・計画規模 30年確率(越波、風速) 						
			当初計画		第1回変更(H22年度)		第2回変更(H29年度)	
		計画期間	H13～H18		H13～H28		H13～H31	
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		人工リーフ	1式	2,600	1式	2,700	1式	1,840
		緩傾斜護岸	1式	410	1式	410	1式	180
		防砂柵					1式	140
		測量試験費	1式	10	1式	90	1式	90
		計		3,020		3,200		2,250
変更内容・理由		<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間の増は海風による飛砂が背後地、道路に堆砂し、通行規制が発生することから防砂柵を追加。 ・上記、防砂柵設置に関連する道路事業との事業進捗の整合に期間を要したため。 ・事業費の減は人工リーフの既設ブロック再利用による工事費の減等による。 						
事業費の推移	事業進捗の状況	平成28年度末の事業進捗率は94%(事業費ベース)。						
		事業年度	年度事業費(百万円)	累計事業費(百万円)	工種	進捗率%	摘要	
		全体	2,250					
		H23年度まで	1,362	1,362	人工リーフ	61%		
		H24	108	1,470	人工リーフ	65%		
		H25	201	1,671	人工リーフ	緩傾斜護岸	74%	
		H26	216	1,887	人工リーフ		84%	
		H27	171	2,058	人工リーフ	緩傾斜護岸	91%	
		H28	51	2,109	緩傾斜護岸		94%	
		H29	78	2,187	防砂柵		97%	
H30	30	2,217	防砂柵		99%			
H31	33	2,250	防砂柵		100%			
H32以降		2,250			100%			

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	背後地の利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	■背後地の利用状況については下記のとおりであり、前回評価時からの【変更なし】 生活に必要な道路以外にも、大分空港へのアクセス道路として利用			
	地元情勢の変化	■地元情勢については下記のとおりであり、前回評価時からの【変更なし】 地元や関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。 H20.3 国東市→県 事業進捗要望 H20.3 地元区長→県 事業進捗要望 H20.3 大分県漁協安岐支店→県 事業進捗要望			
事業の必要性	必要性・緊急性	■必要性・緊急性については下記のとおりであり、前回評価時からの【変更なし】 必要性 地元からの要望も強く、災害対策・環境整備として整備の必要性は高い(地域も清掃活動に取り組んでおり、毎年ボートセーリング大会等が開催される等利用者も多い海岸であることなどから、地元からも海岸保全整備施設の整備に対する要望が大きい。) 緊急性 近年、越波及びそれに伴う堆砂による国道213号の通行制限や護岸被災が数回発生している。			
	整備効果	■整備効果については下記のとおりであり、前回評価時からの【変更なし】。 ・公共サービスの向上 対象区間には、大分空港と杵築市を結ぶ国道213号があり、整備により暴波時における主要幹線道路の通行が確保できる。 ・生活機会の拡大 国道213号の浸水・堆砂による通行止めを防ぐことにより、暴波時における杵築～大分空港間のスムーズなアクセスを確保する。 ・快適性の向上 緩傾斜護岸の設置に伴い、海岸へのアクセスが高まり、海辺空間のさらなる利活用が期待される。 ・生産の拡大 人工リーフを整備し越波や飛砂・飛沫の軽減を図ることで、田畑の浸水・塩害被害を軽減し、農作物の生産の安定に寄与する。 ・住環境の整備、自然災害の減少、事故・災害の減少 整備の実施により、越波や飛砂・飛沫による家屋や農地への被害の軽減し、地域住民の民生の安定及び住環境の整備を図ることができ、また、国道213号の浸水や堆砂による通行止めを軽減できることにより、避難経路を確保でき、水防活動の円滑化が図れる。			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H22 再評価時	今回 再評価時
			-	2.1	2.3
	費用便益の分析	前回:総費用C=32億円、総便益B=65億円 ⇒ B/C=2.1 今回:総費用C=37億円、総便益B=87億円 ⇒ B/C=2.3			
	工法の妥当性	■工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時からの【変更なし】。 比較検討対象として、離岸堤を検討しており、景観・コスト等を総合的に判断した結果、人工リーフを採用した。			
環境等への配慮	コスト縮減	■コスト縮減については下記のとおりであり、前回評価時からの【変更なし】。 既設離岸堤消波ブロックを人工リーフに再利用する等のコスト縮減を図っている。			
	環境等への配慮	■環境等への配慮については下記のとおりであり、前回評価時からの【変更なし】。 人工リーフの採用により景観への配慮状況を図っている。 捨石を台船に積載する際に洗浄し、汚濁発生源となる土や砂などを除去し投入時の汚濁発生を抑制している。			
事業実施環境	事業の実効性	■事業の実効性については下記のとおりであり、前回評価時からの【変更なし】。 合併前の安岐町にて「安岐町第二次総合計画」の4大戦略プロジェクトの1つとして「海岸部環境整備事業」が掲げられていたことから、市と住民が一体となった強い要望があり、毎年、国東市より事業推進の要望が出されている。			
	事業の成立性	■事業の成立性については下記のとおり。 (前回)上位計画は無し。近隣に他事業無し。⇒ (今回)上位計画は無し。関連する道路事業化(H29)により今後の進捗状況に影響なし。			
	事業の特殊性	■事業の成立性については下記のとおりであり、前回評価時からの【変更なし】。 施工方法、出来型管理等において従来技術と同等である。			
対応方針	対応方針案	継続			
	理由	本事業を継続し、完成させることにより、・浸水被害の防止:家屋143戸、田畑8.3ha ・国道213号の浸水防止による主要交通網の確保 ・砂浜の侵食防止及び飛砂・飛沫の低減が図られるため継続とする。			

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 海岸環境整備事業 安岐海岸				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H13～H81	人工リーフ	1/30	2,394,596	
	維持管理費		719,543	
		合 計		3,114,139
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H14～H81	高潮防護		13,907,622	
	侵食防止		4,790	
	飛砂・飛沫防止		2,586,465	
	海岸利用		309,995	
	合 計		16,808,872	割引前の総便益
総費用額 (C)	3,740,745	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	8,755,855	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	$8,755,855 / 3,740,745 = 2.34 \approx 2.3$			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				

海岸事業 再評価子チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）	
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要となる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	30年確率越波、30年確率風速に対して地域住民の生命・財産を守る	
		緊急を要する現状の課題	浸水等による人命財産の被害がある 整備対象施設による防護区域内に重要な公共施設等がある 海岸線の侵食 老朽化等により所要の機能が確保されていない 当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	■	■	国道213号 越波及び越波による堆砂（平成3年9月、平成5年9月、平成8年8月、平成9年9月、平成10年10月、平成11年9月、平成16年8月、平成16年9月）飛砂による堆砂（平成27年8月） 国道213号（変更無し） 無し（変更無し） 無し（変更無し） 無し（変更無し）	
	○整備効果	関連事業との進捗調整等	当該事業による人命財産の安全性の確保 津波・高潮等からの防護による国土の保全 優食に対する防護による国土の保全 海岸保全施設の機能確保 海辺の利用空間の充実、親しめる環境の創出	■	■	高潮等の海水侵入による災害を防止する（変更無し） 海岸の侵食、災害を防止する（変更無し） 既存施設の計画的な機能の強化・回復を図る（変更無し） 海岸利用の活性化及びレクリエーション機能の発掘に資する（変更無し）	
		事業実施により得られる効果	B/C 1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれるか	■	■	(前回) B/C = 2.1 (今回) B/C = 2.3	
	事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	関係法令・技術基準等との適合	関係法令・港湾施設の技術上の基準等に適合し、地勢条件等を勘案して妥当な工法を採用している	■	■	適用法令は海岸法、海岸保全施設の技術上の基準・解説等であり、適合した工法を採用している。（変更無し）
			複数案の検討	事業の効果と経済性において複数案の検討がされている	■	■	比較検討対象として、離岸堤を検討しており、景観・コスト等を総合的に判断した結果、人工リーフを採用（変更無し）
		○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	既設離岸堤消波ブロックを人工リーフに再利用しコスト削減を図っている。（変更無し）
			地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効利用、地域内発生した建設副産物の使用	■	■	既設離岸堤消波ブロックを人工リーフに再利用しコスト削減を図っている。（変更無し）
	○環境等への配慮	自然環境への配慮	環境に配慮した事業である	■	■	人工リーフにより、自然な景観を保持し眺望を阻害しないよう配慮している。（変更無し）	
		周辺の住環境への配慮	周辺の宅地等の住環境を悪化させない	■	■	事業箇所周辺に対策の必要な施設等は無し（変更無し）	
事業実施環境	○事業の実効性	景観への配慮	設置施設が周辺景観と馴染むような対策を行う	■	■	安岐町で唯一の海水浴場であり、周辺の景観に配慮した工法を採用している。（変更無し）	
		残土処理の状況	残土処理量の低減対策と処理地での環境配慮を行う	■	■	残土処理無し（変更無し）	
	近隣住宅への配慮	文化財等の調査及び保護を行う	■	■	事業箇所周辺に対策の必要な施設等は無し（変更無し）		
	○事業の妥当性	地元要望、協力体制	要望書の提出・陳情の有無、期成会等の地元組織の有無	■	■	毎年進捗要望が出されており、最新では平成20年3月 国東市、地元区長、大分県漁協安岐支店から県に事業進捗要望が出されている。（変更無し）	
		市町村の協力体制	地元漁協の了解があるか	■	■	漁協の了解あり（変更無し）	
	○事業の成立性	用地取得の難易度	地元説明や用地取得に関して市町村の支障がある	■	■	第二次国東市総合計画に位置づけがあり協力体制あり（変更無し）	
		法令等に基づく調整事項	地域地権者等の同意又は理解が得られている	■	■	地元同意は取れている（変更無し）	
	○事業の特殊性	上位計画等との関連	法令等に基づく調整事項	□	□	無し（変更無し）	
		事業の根拠法令・採択要件	海岸保全基本計画に位置付けられた事業である	■	■	海岸保全基本計画に基づいた計画である。（変更無し）	
	○事業の特殊性	他事業との連携	地域防災計画等関連する計画への位置付けがある	■	■	無し（変更無し）	
施工時期、期間の制限		事業実施に係る根拠法令（案項）	■	■	海岸法第3案に基づき事業を実施（変更無し）		
○事業の特殊性	技術的難易度	事業の採択要件を満たす	■	■	社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。（変更無し）		
	技術的難易度	他事業との連携	□	□	無し（変更無し）		
○事業の特殊性	技術的難易度	工事の時期や期間に制限がある（観光地等）	□	□	無し（変更無し）		
	技術的難易度	技術面からの事業の実現性	□	□	無し（変更無し）		

事前評価書

		年度	29
		整理番号	
事業名・路線名等		交通安全事業 国道500号 <small>かなねこう</small> 鉄輪工区	
所在地		別府市北中 <small>べつふし きたしゅう みのき</small> ～御幸	
事業概要	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の回遊性及び通学時の安全な歩行空間を確保するため自歩道の整備を図る。 ・緊急輸送道路の災害時救援活動ルートを確保するため電線共同溝の整備を図る。 	
	事業内容	<p>【計画延長・幅員】 L=860m、W=13.0(25.0)m、自転車歩行者道W=3.0m(両側)</p> <p>【道路区分】 第4種第1級 【設計速度】 V=50km/h 【計画交通量】 19,200台/日</p> <p>【現況幅員】 W=13.0(20.0)m、歩道W=0～2.5m</p> <p>【現況交通量】 19,273台/日(H27センサス) 歩行者交通量 420人/12h 自転車交通量 28台/12h(H26実測)</p> <p>【重要構造物】 -</p>	
	事業費	C=3,400百万円	
事業の実施計画	完成予定年	着手から9年(平成38年度)	
	事業段階毎の実施計画	<p>1年目 路線測量・詳細設計・用地測量・建物調査</p> <p>2年目 建物調査、用地買収、建物補償</p> <p>3年目 用地買収、建物補償、道路工事、電線共同溝</p> <p>4年目 用地買収、建物補償、道路工事、電線共同溝</p> <p>5年目 用地買収、建物補償、道路工事、電線共同溝</p> <p>6年目 用地買収、建物補償、道路工事、電線共同溝</p> <p>7年目 道路工事、電線共同溝</p> <p>8年目 電線共同溝</p> <p>9年目 電線共同溝</p>	
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄輪温泉街や小中学校が隣接しているにも関わらず簡易的な歩道すらない区間がある。 ・死傷事故件数86件/10年(うち歩行者・自転車事故5件) ・当該区間の死傷事故率142.2件/億台・キロ(H18～H27) 	
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車歩行者道整備により、歩行者・自転車の安全な通行空間を確保し、安全性の向上を図る。 	
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全事業のため費用便益比の算出は困難であり、現状の事故発生状況、道路利用状況、交通の状況等から総合的に判断する。 	
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歩道整備状況から歩道の連続性が確保できるルートで且つ簡易的な歩道すらない区間、観光地内の回遊性を勘案し区間を選定。 ・現道拡幅による自歩道整備である。 	
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート・砕石は再生材を使用。 	
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・現道拡幅であり、地形変化による影響は少ない。 ・残土処理(約4,000m³)は国道500号明礬工区等で事業間流用) 	
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月に「国道500号沿道まちづくり協議会」を設立しており、議論を重ねた道路の整備計画となっている。 ・平成27年3月に地元説明会、9月に都市計画変更説明会を実施。事業に対する同意が得られている。(平成28年3月 都市計画変更) ・別府市より事業要望が上がっており、支援体制が整っている。 	
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・1号基準該当の道路となっており、交通量や事故死傷率が高い(付近に朝日小学校、朝日中学校がある) ・緊急輸送道路1次ネットワークに該当 ・道路法第29条に基づき事業を実施 ・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 	
	事業の特殊性	-	
対応方針		<ul style="list-style-type: none"> ・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。 	

道路事業・街路事業 事前評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否 必須 優先	小項目の具体的な内容	
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	○	歩道が未設置、狭小区間であり、歩行者・自転車・自転車の安全な通行空間の確保が必要	
		緊急を要する現状の課題	道路線形構造	道路線形構造	○	自動車 22,265台/日 (H26実測)、歩行者 420人/12h、自転車 28台/12h (H26実測)
			緊急輸送道路、啓開ルートの状況	緊急輸送道路、啓開ルートの状況	○	幅員W=13.0(20.0)m、歩道幅員0~2.5m
			集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況	集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況	○	1次ネットワーク、最優先啓開ルート該当
			交通事故発生状況	交通事故発生状況	○	事故は86件/10年(H18~27)、うち歩行者・自転車に関する事故5件
			通学路の指定状況	通学路の指定状況	○	朝日小学校、朝日中学校の通学路に指定されている
			洪水状況	洪水状況	○	
			関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等	○	
			防災・減災対策に係る効果	防災・減災対策に係る効果	○	電線共同溝整備により、緊急輸送道路の機能を確保する
			交通安全対策に係る効果	交通安全対策に係る効果	○	自歩道整備により、歩行者・自転車の安全な通行空間を確保する
都市空間整備に係る効果	都市空間整備に係る効果	○	街路樹の補植による交通環境や沿道の生活環境を確保			
ツーリズム支援に係る効果	ツーリズム支援に係る効果	○	鉄輪温泉街周回ルートとして機能			
ネットワーク整備に係る効果	ネットワーク整備に係る効果	○				
小規模集落対策に係る効果	小規模集落対策に係る効果	○				
老朽化対策に係る効果等その他の効果	老朽化対策に係る効果等その他の効果	○				
○費用対効果分析 (B/C) 等	費用対効果分析 (B/C) 等		B/C算出結果、もしくはB/C/0による評価を行わない 場合の理由と評価の考え方	○	交通安全事業のため費用便益比の算出は困難であり、道路利用状況等から総合的に判断する	
事業手法 ・工法の 妥当性	○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	関係法令及び技術基準等への適合状況	○	道路法、道路構造令、道路標示方書に適合した工法を採用	
		複数案の検討	事業効果及び経済性における複数案の検討状況	○	路線選定、幅員構成について検討	
		コスト削減	コスト削減に向けた工種・工法の導入	○		
		地質材、建設副産物の有効利用	地質材の有効活用、地域内発生建設副産物の使用	○	コンクリート・砕石は再生資材を利用	
		○環境等への配慮	自然環境への配慮	○	歩道幅員のため、地形変化による影響が少ない計画としている	
		周辺の住環境への配慮	周辺の住環境への配慮	○	低騒音、低振動型の建設機械を使用し、周辺の住環境の負担軽減を図る	
		景観への配慮	景観への配慮	○	文化的景観の損けむり景観保存計画、別府市景観条例、鉄輪温泉地区景観計画に併せて景観・手続の調整	
		残土処理の状況	残土処理の状況	○	発生残土については、国道500号明礬工区へ流用予定	
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護	○		
		○事業の妥当性	地元要望、協力体制		要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況	○
事業 実施環境	○事業の成立性	市町村の協力体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	○	沿道まちづくり協議会の開催に向けた取り組みから、地元説明会、都市計画変更説明会に至る過程にて、別府市と連携して取り組んでいる	
		用地取得の難易度	地権者の同意、事業への理解の状況	○	地元説明会、都市計画変更説明会を実施し事業への同意は得られている	
		法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	○	道路法、河川法、砂防法等に係る関係機関協議、交差点差点協議	
		上位計画等との関連	都市計画	○	都市計画決定有、都市計画区域(都市計画)マスタープランに位置づけられた路線。(平成27年3月、都市計画変更)	
		○事業の特殊性	おおいの道構想2015	○	生活の安全・安心を高める道路整備、まちの魅力を高めた地域づくりを支える道路整備	
		地域防災計画・地域強靱化計画	地域防災計画・地域強靱化計画	○	別府市の地域防災計画に位置づけられている	
		その他(交安法指定道路、長寿命化計画など)	その他(交安法指定道路、長寿命化計画など)	○		
		事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令(条項)	○	道路法第29条・都市計画法第18条に基づき事業を実施	
		事業の採択基準、適合状況	事業の採択基準、適合状況	○	社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合	
		他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	○		
○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	○				
	技術的難易度	○				

* 評価項目(小項目の細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「-」を記入する。

* 「該当及び適否」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

再評価書

様式2-1

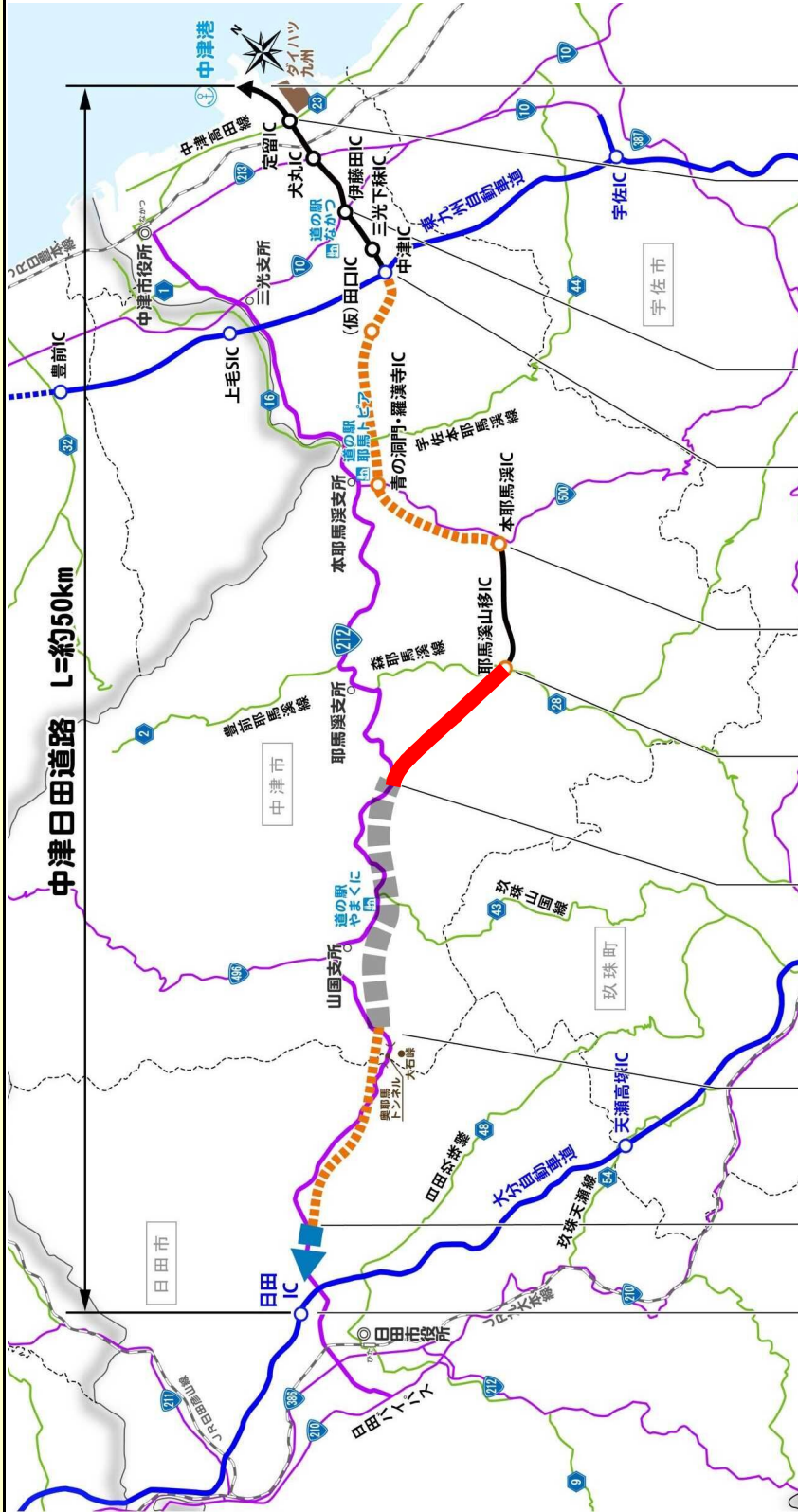
事業名・路線名		道路改築事業 ・ 一般国道212号 耶馬溪道路																																																																														
所在地・工区名		中津市耶馬溪町大字山移～大島																																																																														
事業の目的		耶馬溪道路は、大分自動車道、東九州自動車道及び重要港湾中津港を連絡する延長約50kmの地域高規格道路中津日田道路の一部を構成する道路である。広域的な道路ネットワークを形成して中津・日田地域の連携が強化され、自動車産業や林業などをはじめとする地域産業の活性化や広域観光の振興を支援するとともに、災害時の救援活動や救急医療活動など安全・安心な暮らしを支える信頼性の高いネットワークを確保するものである。																																																																														
再評価基準		再評価後5年未完成																																																																														
未着工・未完了の理由		<ul style="list-style-type: none"> 一部用地取得に時間を要したため。 工事に係る現道交通の安全対策工追加による工程遅延のため。 																																																																														
事業採択年度		採択年度： 平成20年度			着工年度： 平成23年度																																																																											
事業実施予定期間		当初： 平成20年度 ～ 平成27年度			変更： 平成20年度 ～ 平成32年度																																																																											
事業の概要	計画概要	<p>【延長・幅員】 L=5,000m, W=7.0(12.0)m</p> <p>【道路区分】第1種第3級, 【設計速度】V=80km/h, 【計画交通量】10,200台/日</p> <p>【重要構造物】(仮)中津3号トンネルL=2,986m, 橋梁 7橋(458m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">当初計画</th> <th colspan="2">第1回変更(H24年)</th> <th colspan="2">第2回変更(H29年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画期間</td> <td colspan="2">H20～H27</td> <td colspan="2">H20～H30</td> <td colspan="2">H20～H32</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td colspan="2">L=5,000m</td> <td colspan="2">L=5,000m</td> <td colspan="2">L=5,000m</td> </tr> <tr> <td>幅員</td> <td colspan="2">W=7.0(12.0)m</td> <td colspan="2">W=7.0(12.0)m</td> <td colspan="2">W=7.0(12.0)m</td> </tr> <tr> <td>工種</td> <td>数量</td> <td>金額(百万円)</td> <td>数量</td> <td>金額(百万円)</td> <td>数量</td> <td>金額(百万円)</td> </tr> <tr> <td>道路工</td> <td>1,235m</td> <td>3,475</td> <td>1,559m</td> <td>4,880</td> <td>1,556m</td> <td>6,650</td> </tr> <tr> <td>トンネル工</td> <td>1本(2,975m)</td> <td>9,282</td> <td>1本(2,986m)</td> <td>9,000</td> <td>1本(2,986m)</td> <td>11,370</td> </tr> <tr> <td>橋梁工</td> <td>8橋(790m)</td> <td>4,001</td> <td>7橋(455m)</td> <td>2,700</td> <td>7橋(458m)</td> <td>3,160</td> </tr> <tr> <td>用地補償費</td> <td>1式</td> <td>242</td> <td>1式</td> <td>420</td> <td>1式</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>17,000</td> <td></td> <td>17,000</td> <td></td> <td>21,600</td> </tr> </tbody> </table>							当初計画		第1回変更(H24年)		第2回変更(H29年)		計画期間	H20～H27		H20～H30		H20～H32		延長	L=5,000m		L=5,000m		L=5,000m		幅員	W=7.0(12.0)m		W=7.0(12.0)m		W=7.0(12.0)m		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	道路工	1,235m	3,475	1,559m	4,880	1,556m	6,650	トンネル工	1本(2,975m)	9,282	1本(2,986m)	9,000	1本(2,986m)	11,370	橋梁工	8橋(790m)	4,001	7橋(455m)	2,700	7橋(458m)	3,160	用地補償費	1式	242	1式	420	1式	420	計		17,000		17,000		21,600			
		当初計画		第1回変更(H24年)		第2回変更(H29年)																																																																										
	計画期間	H20～H27		H20～H30		H20～H32																																																																										
	延長	L=5,000m		L=5,000m		L=5,000m																																																																										
	幅員	W=7.0(12.0)m		W=7.0(12.0)m		W=7.0(12.0)m																																																																										
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)																																																																									
	道路工	1,235m	3,475	1,559m	4,880	1,556m	6,650																																																																									
	トンネル工	1本(2,975m)	9,282	1本(2,986m)	9,000	1本(2,986m)	11,370																																																																									
	橋梁工	8橋(790m)	4,001	7橋(455m)	2,700	7橋(458m)	3,160																																																																									
	用地補償費	1式	242	1式	420	1式	420																																																																									
	計		17,000		17,000		21,600																																																																									
	変更内容・理由	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間の延伸は、一部用地取得に時間を要したことおよび終点部の安全対策工事の追加による。 事業費の増は、トンネル工における軟弱層出現などによる掘削補助工法の追加や、道路橋示方書改定に伴う橋梁基礎形式の変更、調査による落石対策工・法面補強工の追加等による。 																																																																														
	事業費の推移	事業進捗の状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度末の事業進捗率は46.0%(事業費ベース)であり、用地取得率は100%となっている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>年度事業費</th> <th>累計事業費</th> <th>工 種</th> <th>進捗率%</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体(当初)</td> <td>21,600</td> <td>単位:百万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H23年度まで</td> <td>865</td> <td>865</td> <td>測量・調査・設計・用地買収</td> <td>4.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>920</td> <td>1,785</td> <td>測量・調査・設計・用地買収 改良工、橋梁工</td> <td>8.3%</td> <td>再評価</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>500</td> <td>2,285</td> <td>測量・調査・設計・用地買収 改良工、橋梁工</td> <td>10.6%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>1,688</td> <td>3,973</td> <td>測量・調査・設計 改良工、トンネル工</td> <td>18.4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>2,550</td> <td>6,523</td> <td>測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工</td> <td>30.2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>3,410</td> <td>9,933</td> <td>測量・調査・設計・用地買収 改良工、橋梁工、トンネル工</td> <td>46.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>3,310</td> <td>13,243</td> <td>測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工</td> <td>61.3%</td> <td>再評価</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>3,510</td> <td>16,753</td> <td>測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工</td> <td>77.6%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>3,510</td> <td>20,263</td> <td>測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工</td> <td>93.8%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>1,337</td> <td>21,600</td> <td>測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工</td> <td>100.0%</td> <td>開通</td> </tr> </tbody> </table>						事業年度	年度事業費	累計事業費	工 種	進捗率%	摘要	全体(当初)	21,600	単位:百万円				H23年度まで	865	865	測量・調査・設計・用地買収	4.0%		H24	920	1,785	測量・調査・設計・用地買収 改良工、橋梁工	8.3%	再評価	H25	500	2,285	測量・調査・設計・用地買収 改良工、橋梁工	10.6%		H26	1,688	3,973	測量・調査・設計 改良工、トンネル工	18.4%		H27	2,550	6,523	測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工	30.2%		H28	3,410	9,933	測量・調査・設計・用地買収 改良工、橋梁工、トンネル工	46.0%		H29	3,310	13,243	測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工	61.3%	再評価	H30	3,510	16,753	測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工	77.6%		H31	3,510	20,263	測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工	93.8%		H32	1,337	21,600	測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工	100.0%	開通
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工 種	進捗率%	摘要																																																																									
全体(当初)		21,600	単位:百万円																																																																													
H23年度まで		865	865	測量・調査・設計・用地買収	4.0%																																																																											
H24		920	1,785	測量・調査・設計・用地買収 改良工、橋梁工	8.3%	再評価																																																																										
H25		500	2,285	測量・調査・設計・用地買収 改良工、橋梁工	10.6%																																																																											
H26		1,688	3,973	測量・調査・設計 改良工、トンネル工	18.4%																																																																											
H27		2,550	6,523	測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工	30.2%																																																																											
H28		3,410	9,933	測量・調査・設計・用地買収 改良工、橋梁工、トンネル工	46.0%																																																																											
H29		3,310	13,243	測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工	61.3%	再評価																																																																										
H30		3,510	16,753	測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工	77.6%																																																																											
H31		3,510	20,263	測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工	93.8%																																																																											
H32		1,337	21,600	測量・調査・設計 改良工、橋梁工、トンネル工	100.0%	開通																																																																										

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<p>◆平成24年7月および平成29年7月の豪雨災害により国道212号が至るところで寸断され通行止めとなった。その一方で同年3月に開通した本耶馬溪耶馬溪道路が迂回路として活用され、災害時に役立つ「命をつなぐ道」として中津日田道路の重要性が高まっている。</p> <p>◆平成25年5月にダイハツ九州の久留米エンジン工場が生産能力を増強。平成26年1月より中津港から県西部の木材を県外へ移出を開始し、さらに平成26年8月より中国等海外へ輸出を開始。</p> <p>◆平成27年2月に中津三光道路、3月に県内の東九州道が全線開通し、東九州自動車道(中津IC)と中津港が直結した。また、平成27年度から日田山国道路に事業着手している。</p>			
	地元情勢の変化	<p>◆要望状況等については、下記のとおりであり前回評価時から大幅な変更はない。</p> <p>・地元及び沿線自治体から継続して要望を受けており、計画に対する地域の同意も得ている。 要望書の受理状況：中津日田間地域高規格道路整備促進期成会 ・平成28年度に用地取得完了済みである。</p>			
事業の必要性	必要性・緊急性	<p>◆事業の必要性・緊急性については、前回評価時から変更はない。</p> <p>・本路線は、中津市を起点とし日田市を経由して熊本県阿蘇市を結ぶ幹線道路であり、地域住民の生活や経済活動、広域的な観光交流を支える重要な路線である。</p> <p>・現道は平成24年・平成29年九州北部豪雨災害において全面通行止めになるなど、災害に対して脆弱であり、信頼性の高い道路ネットワークの構築が急務。</p> <p>・本耶馬溪～耶馬溪周辺では、観光シーズンに著しい渋滞が発生。</p>			
	整備効果	<p>◆整備効果については、前回評価時から変更はない。</p> <p>・中津日田道路の整備により、大分自動車道、東九州自動車道及び重要港湾中津港が直結して広域的な道路ネットワークを形成し、北部九州に集積する自動車関連産業などの産業活動の支援が期待される。</p> <p>・広域観光ルートを形成して観光交流を支援するとともに、観光シーズンの交通渋滞の緩和される。</p> <p>・災害に強く安全性・信頼性の高い道路ネットワークが確保される。</p>			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H24 再評価時	今回 再評価時
			1.6	1.3(残事業1.4)	1.1(残事業3.1)
	費用便益の分析	<p>前回：総費用C=147.0億円、総便益B=186.5億円⇒B/C=1.3 今回：総費用C=218.6億円、総便益B=249.0億円⇒B/C=1.1 ・総費用は工事費の増加による</p>			
	工法の妥当性	<p>◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <p>・道路構造については、道路構造令を満足するものとなっている。</p> <p>・地形状況、集落の配置など、施工性・経済性・走行性等を考慮し、最適なルートを採用している。</p>			
	コスト縮減	<p>◆コスト縮減については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <p>・トンネルや長大橋については路肩の縮小を行うなど、道路構造令の縮小規定を採用した。</p> <p>・トンネル掘削土などの発生土については、可能な限り効率的な現場内流用を行う。</p>			
環境等への配慮	<p>◆自然環境への配慮は下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <p>・トンネル計画の採用により、景観と自然環境への負荷をできる限り抑制。</p> <p>・建設発生土については、工区内の盛土に流用するとともに、他の公共事業への流用に努める。</p> <p>・河川付替箇所については、瀬や淵の復元などにより、動植物の生息環境の復元に努める。</p> <p>・法面部は植生を行い、周辺環境との調和を図る。</p> <p>・埋蔵文化財については、工事前に試掘調査を行うなど他部局と調整し文化財の保護に努める。</p> <p>・防護柵の色等は景観に配慮する。</p>				
事業実施環境	事業の実効性	<p>◆事業の実効性については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。</p> <p>・中津日田間地域高規格道路整備促進期成会や沿線自治体より毎年強い要望を受けている。</p> <p>・計画に対する地域の同意が得られており、協力体制も良好である。</p> <p>・用地買収が完了している。</p>			
	事業の成立性	<p>◆事業の成立性については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。</p> <p>・道路法第29条に基づき、道路管理者として安全かつ円滑な交通を確保できる構造とすべく事業を実施。</p> <p>・「安心・活力・発展プラン2015」、「おおいた土木未来プラン2015」、「おおいたの道構想2015」において、広域交通ネットワークの整備推進が位置づけられている。</p> <p>・補助事業における採択要件に適合。</p>			
	事業の特殊性	<p>◆事業の特殊性については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。</p> <p>・県管理道路では最長(L=2,986m)となる(仮)中津3号トンネルの工事は、事故防止の観点から安全対策に十分留意する必要がある。</p>			
対応方針	対応方針案	<p>・継続</p>			
	理由	<p>・平成24年・平成29年九州北部豪雨災害時に本耶馬溪耶馬溪道路が代替路として機能したことや、東九州自動車道の北九州市～大分～宮崎市間が開通し、中津日田道路に対する地元や経済界の期待が高まっており、費用便益費も1.1と事業効果が確保されているため、事業継続としたい。</p>			

事業箇所位置図



調査区間	事業中	計画路線	事業中	供用区間 (H24.3)	事業中 (直轄権限代行)	供用区間 (H27.2)	供用区間 (H21.3)	供用区間 (H27.3)
区間	日田市	日田山国道路	山国支所 道の駅 やまくに	耶馬溪支所 耶馬溪道路	三光本耶馬溪道路	中津三光道路	中津道路・中津港線②	中津港線① (臨港道路)
延長	約4km	8.5km	約8km	5.0km	12.8km	3.0km	3.6km	3.4km

※「調査区間」とはルート選定、環境調査、等の調査を進める区間のこと。

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 道路改築事業 一般国道212号耶馬溪道路				
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H20～H82	道路建設費	完成2車線	20,524,000	(残事業 7,880,000)
	維持管理費	一般国道	1,782,000	(残事業 1,782,000)
				(残事業 9,662,000)
		合計	22,306,000	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H33～H82	走行時間短縮便益		42,543,000	(残事業 42,543,000)
	走行経費減少便益		10,016,000	(残事業 10,016,000)
	交通事故減少便益		10,178,000	(残事業 10,178,000)
				(残事業 62,737,000)
			合計	62,737,000
総費用額(C)	21,863,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計 (残事業 8,044,000)		
総便益額(B)	24,900,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計 (残事業 24,900,000)		
費用便益 比率(B/C)	$24,900,000 \div 21,863,000 = 1.14 \approx 1.1$ $\text{残事業 } 24,900,000 \div 8,044,000 = 3.10 \approx 3.1$			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・広域的な道路ネットワークの整備により、自動車産業や林業などをはじめとした地域産業の活性化や広域観光の振興を支援する。 ・現道(国道212号)は、平成24年、平成29年九州北部豪雨の被災により長期間通行止めが発生するなど脆弱であり、災害時のリダンダンシーを確保し、救援活動や救急医療活動等を支援する。				

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の詳細	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	■	■	東九州自動車道と重要港湾中津港を連結し、広域的な道路ネットワークを形成することで、自動車産業をはじめとした各種産業活動や広域的な観光交流を支援するとともに、災害に強く安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する（変更なし）
		緊急を要する現状の課題	路線現況 道路線何構造 緊急輸送道路・臨川ルート 集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況 交通安全対策に係る効果 都市空間整備に係る効果 ネットワーク整備に係る効果 小規模集落対策に係る効果 老朽化対策に係る効果等その他の効果	■	■	前回：平日交通量11,539台/日（H27年4月） 今回：平日交通量9,856台/日（H27年4月） ※交通量調査は本耶馬溪耶馬溪道路「1.895台/日（H27実測）」の開通（H24.3）が影響 道路幅員6.0～7.0m、曲線半径100m未満：2箇所（基準下100m（50km/h））（変更なし） 緊急輸送道路1次ネットワーク（変更なし） 優先啓開ルート【ステップII】（現道） 災害時等通行止めの場合には、県道森耶馬溪線～国道210号～国道387号～国道212号を通行し、約30km、約50分の迂回が必要（変更なし） 死傷事故が15件/10年（H19～H28）発生 下郷小学校の通学路に指定「現道」（変更なし） 観光シーズンは、青の洞門～耶馬溪ダム周辺に著しい渋滞が発生（変更なし） 中津日田道路のうち、本耶馬溪耶馬溪道路がH24供用済み、三光本耶馬溪道路（直轄権限代行）中津～田口IC間がH30供用予定
事業実施の必要性	○整備効果	関連事業との進捗調整等	防災・減災対策に係る効果 交通安全対策に係る効果 都市空間整備に係る効果 ネットワーク整備に係る効果 小規模集落対策に係る効果 老朽化対策に係る効果等その他の効果	■	■	信頼性の高い高規格道路の整備により緊急輸送道路（1次ネットワーク）としての機能向上、防災点検要対策箇所3箇所を回避（変更なし） 自動車専用道路の整備による交通事故の減少、現道の通過交通量削減による歩行者等の安全性向上（変更なし）
		事業実施により得られる効果	沿線に点在する、中津城、青の洞門、深耶馬溪（一目八景）、日田市豆田町等観光地へのアクセスが向上し、広域的な観光ルートを形成（変更なし） 東九州自動車道、大分自動車道と重要港湾中津港を連結し、広域的な道路ネットワークを形成（変更なし）	■	■	—
事業の妥当性	○費用対効果分析 ○工法の妥当性 ○コスト削減 ○環境等への配慮	費用対効果分析（B/C）等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	前回：B/C=1.3 今回：B/C=1.1 総事業費の増加による
		関係法令、技術基準等との適合 コスト削減に向けた具体的施策 地域村、建設副産物の有効利用 自然環境への配慮 周辺の住環境への配慮 景観への配慮	関係法令や技術基準等への適合状況 事業効果及び経済性における複数案の検討状況 コスト削減に向けた工種、工法の導入 地域村の有効活用、地域内発生副産物の建設副産物の使用 周辺の自然環境への影響と負担軽減対策 周辺の住環境の状況と負担軽減対策 周辺の景観への配慮	■	■	道路法、道路構造令、道路標示方書に適合した工法を採用（変更なし） 現道拡幅案、バイパス案についてルート比較を行い、最も経済的なルートを選定（変更なし） トンネルや橋大橋については路肩を縮小（変更なし） 建設発生土は他の公共工事の盛土材に利用、コンクリート・砕石は再生資材を利用（変更なし） トンネルの発生土量は現場内流用を基本とし、搬出する場合は他の公共工事への流用を努める（変更なし） 在来雑生群を復元するよう方法確立に努める（変更なし） 低騒音、低振動型の建設機械を使用し周辺環境へ配慮する（変更なし） 法面部は雑生を育み周辺環境との調和を図る（変更なし） 前面部は雑生を育み周辺環境との調和を図る（変更なし） 前回：発生土量は、市内の他公共工事の盛土材に流用 今回：発生土量は3,9万m ³ は、他公共工事へ1,3万m ³ 、土砂受入場へ2,2万m ³ 搬出 土砂受入場は、盛土法面を緑化して景観に配慮するとともに、排水工を設置して周辺に土砂の流出防止を図る
事業の実効性	○事業の実効性	文化財の保護	文化財等の調査及び保護	■	■	埋蔵文化財調査を行い、関係機関と協議のうえ文化財の保護を図る（変更なし）
		地元要望、協働体制 市町村の協働体制 用地取得の難易度 法令等に基づく調整事項	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況 市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制 地権者の同意、事業への理解の状況 法令等に基づく調整事項	■	■	沿線自治体等と組織する整備促進期成会より継続して要望を受けている（変更なし） 中津市に事業の窓口があり、地元調整を積極的に図っている（変更なし） 用地取得が完了しており、地元との協力が得られている 耶馬日田英彦山園定公園、県環境配慮推進要綱に係る手続きについて、県環境部局と調整し事業を実施している（変更なし）
事業の成立性	○事業の成立性	上位計画等との関連	都市計画 おおいたの道構想2015 地域防災計画・地域強靱化計画 その他（交安法指道路、長寿命化計画など） 事業の根拠法令・採択要件 事業の採択基準、適合状況 他事業との関連	■	■	3 県土の整備を支える道路整備（1）広域ネットワークの整備 ③中津日田道路 地域強靱化計画：第3号地域強靱化の推進方針 2（5）交通・物流 地域高規格道路の整備推進 交通安全指定道路3号該当区間（変更なし） 道路法第29条に基づき事業を実施（変更なし） 補助事業における採択要件に適合（変更なし） 事業中の三光本耶馬溪道路、日田山園道路とともに早期整備を図り、中津日田道路として広域ネットワークを形成して事業効果を発揮
		施工時期、期間の制限 技術的難易度	工事の実施時期・期間への制限 技術面からの事業の実現性	■	■	河川区間（橋梁下部、付替等）の工事は、非出水期の施工を要す（変更なし） 県管理最長（2,986m）となる（仮）中津3号トンネルの工事は安全対策に十分な配慮が必要（変更なし）

* 評価項目（小項目詳細）は対象事業の内容により記述が異なる場合があります。

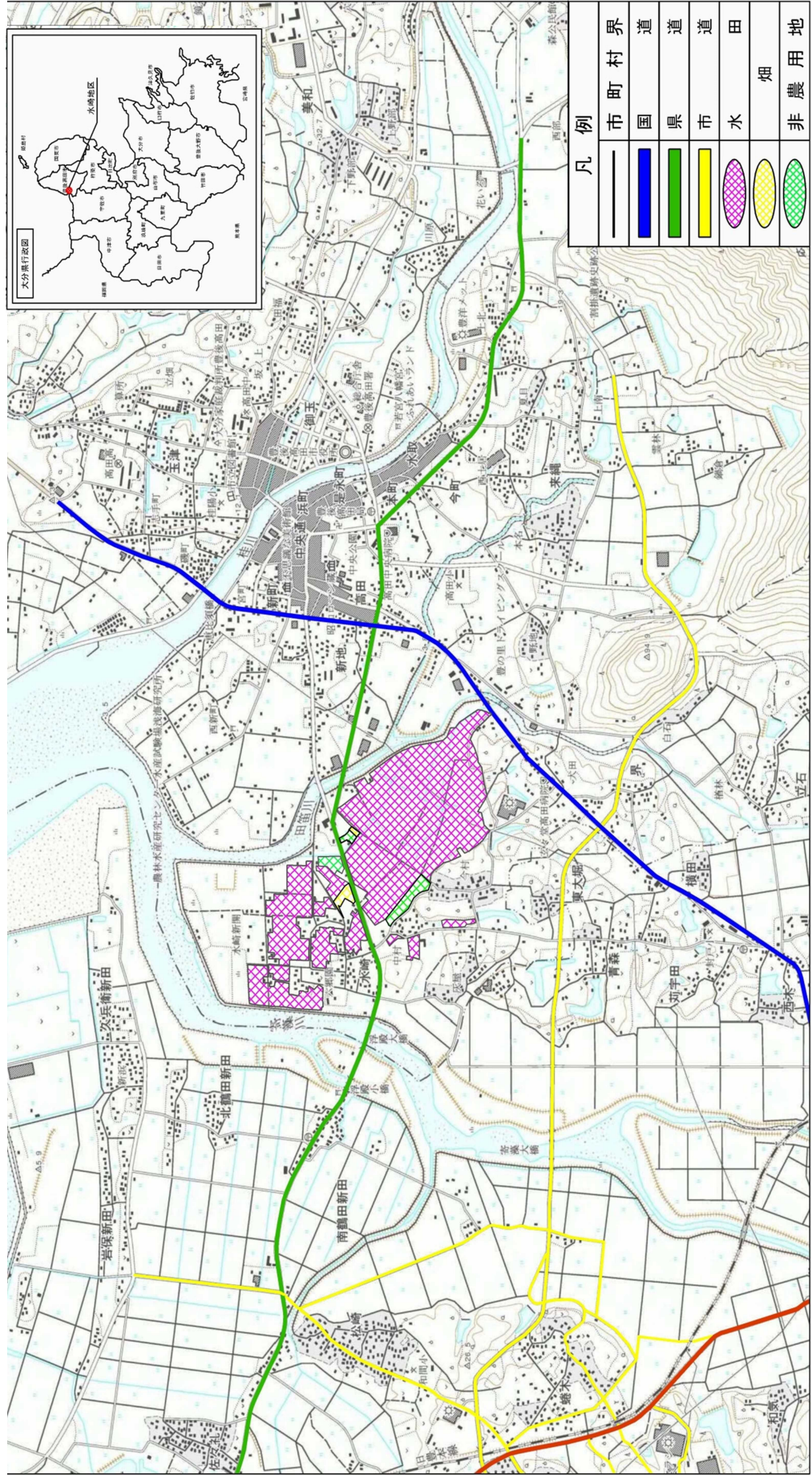
* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

事前評価書

年度	29
整理番号	

事業名・路線名等		経営体育成基盤整備事業 水崎地区	事業主体	大分県
所在地		豊後高田市 水崎		
事業概要	事業の目的	未整備農地の区画整理や、排水対策等の実施により生産効率の向上を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を図る。また、水田畑地化により、市内で不足する畑地を確保し、農業競争力の強化を図る。		
	事業内容	区画整理工 A=52.9ha		
	事業費	C=1、211百万円		
事業の実施計画	完成予定年	着手から6年(平成35年度)		
	事業段階毎の実施計画	1年目 詳細設計、測量、関係機関との協議 2年目 区画整理工事 3年目 区画整理工事 4年目 区画整理工事 5年目 区画整理工事 6年目 付帯工事		
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・未整備農地は営農条件が不利なことから、農地の貸借ができず高齢化による離農が進んでいる。 ・担い手への集積率は10.9%と低く、農地の集積・集約化と生産コストの低減のため、区画拡大、農道の拡幅が必要である。 ・市が推奨する畑作物用地が不足しており、排水対策済みの優良農地の確保が必要となっている。 		
	整備効果	区画拡大や担い手への農地集積・集約化により、農作業の効率化が図られるとともに、不足する畑地の確保による産地の拡大により、農業競争力の強化が図れる。		
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益分析比(B/C) B:総便益1,836,280千円/C:総費用1,451,274千円=1.3 		
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省「土地改良事業設計基準」等に基づく設計施工を行う。 ・本地区での工法は施工実績がある一般的な工法を採用しており、技術的な問題はない。 		
	コスト縮減	・区画整理工では地区内で切盛を行い、残土を地区外に持ち出さない計画としている。		
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事实施時の際には、河川や用排水路に濁水及び土砂が直接流出しないよう配慮する。 ・また、施工区間に希少動植物の生息が確認された場合は、移動又は移植を行うこととし、保護を行う。 		
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法に基づき、地元から申請された事業である。 ・市に県事業の担当職員が配置されている。 		
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県農林水産業振興計画、農業農村整備長期計画との整合が図られている。 ・豊後高田市の農業振興計画等との整合が図られている。 ・土地改良法による事業である。 ・負担区分(国:55%、県:27.5%、市:12.5%、地元:5.0%) 		
	事業の特殊性	・平坦地域での区画整理工事であり事業の特殊性は特になし。		
対応方針		・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施する。		

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		経営体育成基盤整備事業 水崎地区		
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H30～H75	区画整理工	A=52.9ha	1,888,348	
		合 計		1,888,348
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H30～H75	作物生産効果		1,799,148	事業実施の有無により作物生産量が増減する効果
	営農経費節減効果		1,937,084	事業実施の有無により営農経費が増減する効果
	維持管理費節減効果		-50,076	事業実施の有無により、施設の維持管理費が増減する効果
	国産農作物安定供給効果		791,114	事業実施により国産農産物の安定供給に寄与する効果
	合 計		4,477,270	割引前の総便益
総費用額 (C)	1,451,274	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	1,836,280	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益比率 (B/C)	1,836,280千円 / 1,451,274千円 = 1.26 ≒ 1.3			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				

事前評価シート(農林整備事業、耕作放棄解消・発生防止事業)

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否		小項目の具体的な内容(記載例)
				必須	優先	
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の問題から事業が必要となる理由	○		・未整備農地は営農条件が不利なことから、農地の質が低下し高齢化による耕作放棄が進んでいる。 ・担い手の集積率は10.9%と低く、農地の集積・集約化と生産コストの削減のため、区画拡大、農道の拡幅等が必要である。 ・市が推奨する畑作物用地区が不足しており、排水対策の徹底等の確保が必要となっている。
			地域状況による緊急性	○		未整備農地であるため、担い手への集積・集約化が難しく、生産コストの削減に支障をきたしている。
			農業生産性の向上を図る必要性がある	○		区画整理により、生産性の向上を図る必要がある。
			農業従事者の維持・増大を図る必要性がある	○		基礎整備の実施による未整備農地の耕作放棄防止の防止や高収益作物の導入により産出額の維持・増大を図る必要がある。
			農業生産の選択的拡大を図る必要性がある	○		高級作物の導入を可能とする基礎整備の実施により、所得向上を図る必要がある。
			農業構造の改善を図る必要性がある	○		担い手の規模拡大等による経営確立を図る必要がある。
			農村生活環境の改善を図る必要がある	○		該当なし
			国営事業等関連する他の公共事業との関係で緊急性が高い	○		該当なし
			当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	○		該当なし
			土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果(受益面積あたり)	○		1,669千円/ha 基礎整備の実施により土地生産性及び労働生産性が向上する。
事業手法 ・工法の 妥当性	○整備効果	事業実施により得られる効果	担い手の経営等農用地確保の割合(受益面積あたり)	○		現状10.9%→計画00.7% 基礎整備を契機に担い手農家への農地集積を図る。
			他産業への経済波及効果(受益面積あたり)	○		5,796千円/ha 他産業への経済波及効果が見込める。
			B/C以上の効果が見込まれる	○		B/C=1.3
			関係法令や技術基準等への適合	○		土地改良設計基準に基づき、適合した工法を採用している。
			種別業の検討	○		地域の条件に応じた工法等を採用し、経済的工法としている。
			コスト削減に向けた具体的施策	○		残土が発生しないよう地区内流用する計画とし、運搬処理にかかる経費削減を図る。
			地域材、建設副産物の有効利用	○		残土は発生しない計画だが、仮に発生した場合も地区内で処理する。
			自然環境への配慮	○		工事実施時の際には、河川や用水路に濁水及び土砂が直接流出しないよう配慮する。 また、施工区画内に希少動植物の生息が確認された場合は、移動又は移植を行うこととし、保護を行う。
			周辺の住環境への配慮	○		低騒音型の建設機械を使用する。
			景観への配慮	○		水路整備や区画拡大等を中心とした工事であり、景観の変化は最小限である。
事業の実効性	○事業の実効性	地元要望、協力体制	地元要望	○		地元からの申請事業である。また、地元自治会の構成員により推進委員を選出している。
			市町村の協力体制	○		市に調査事業の地元調整担当の職員がいる。
			用地取得の難易度	○		地元の100%同意がとれる見込みである。
			法令に基づく調整事項	○		道路協議が必要であり、事前協議済みである。
			上位計画等との関連	○		大分県農林水産部農産振興計画、農業農村整備長期計画との整合が図られている。 豊後高田市の農業振興計画等との整合が図られている。
			事業の根拠法令・採択要件	○		該当なし
			他事業との関連	○		該当なし
			施工時期・期間の制約	○		該当なし
			技術的難易度	○		施工は技術的に可能であり、特に問題はない。
			事業の 実施環境	○事業の成立性	事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令(条項)
事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件への適合状況	○					事業実施要綱等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。
他事業との関連	○					該当なし
施工時期・期間の制約	○					該当なし
技術的難易度	○					施工は技術的に可能であり、特に問題はない。

* 評価項目(小項目の細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。
 * 「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しない場合は「-」を記入する。
 * 「該当及び適否」の欄の「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

再 評 価 書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等	中山間地域総合整備事業		竹田西部地区						
所在地・工区名	竹田市大字小塚、菅生、今、戸上、川床								
事業の目的	<p>本事業は、国営かんがい排水事業大野川上流地区により熊本県産山村に建設された大蘇ダムの用水を有効利用するために、末端かんがい施設整備を進め農業用水の安定供給を図るとともに、農道、営農飲雑用水等の整備を一体的に行うものである。</p> <p>本地区は、高冷地という地理的条件を活用し、経営規模も大規模農家が多い県内有数の畑作地帯である。しかし、地質・地形的に河川からの取水が困難であり恒常的な用水不足のため、基盤整備が急務となっている。また、生産物の効率的な流通体制の確立のため、農道整備も地元の要望が強い。</p> <p>農業用水の安定供給に伴い、品質の向上及び生産性を高め農業経営の安定を目指す。</p>								
再評価基準	大幅な事業費の増加								
未着工・未完了の理由	関連事業となる国営事業の第三回計画変更が、H28年9月に確定し、大蘇ダムの浸透抑制対策工事がH31年度に完了する計画となった。以上の外的要因等により、当初の事業計画内容を見直す必要性が生じた。								
事業採択年度	採択年度：	H16年度	着工年度：	H16年度					
事業実施予定期間	当初：H16～H21 変更：H16～H33								
事業の概要 全体事業概要	計画概要								
		当初計画		第1回変更(H20年)	第2回変更(H25年)	第3回変更(H29年)			
	計画期間	H16～H21		H16～H25	H16～H28	H16～H33			
	工 種	数 量	金額(百万円)	数 量	金額(百万円)	数 量	金額(百万円)		
	【生産基盤】		1,674.0		1,688.0		2,520.9		
	農業用排水施設	299.2ha	1,518.0	299.2ha	1,500.0	299.2ha	1,500.0	324.0ha	2,140.8
	農道整備	3,380.0m	156.0	3,380.0m	188.0	3,380.0m	188.0	5,490.0m	316.1
	区画整理							4.3ha	64.0
	【営農環境】		24.0		24.0		24.0		288.0
	営農用水施設	2地区	24.0	2地区	24.0	2地区	24.0	2地区	240.0
	集落防災安全施設							3地区	18.0
	農作業準備休憩施設							2ヶ所	30.0
	事業費計		1,698.0		1,712.0		1,712.0		2,808.9
	事務費		85.0		67.0		67.0		152.4
	計		1,783.0		1,779.0		1,779.0		2,961.3
変更内容・理由	<p>国営事業の計画変更が確定したため、あわせて本地区も計画変更を実施する必要が生じた。また、玉来ダム本体工事の残土を利用し、未整備農地の区画整理を実施することにより、優良農地を確保する。</p> <p>(農業用排水施設)国営事業の計画変更に伴う受益地の増および単位面積あたりの管水路や末端給水施設の増による変更。</p> <p>(区画整理) 玉来ダム建設事業に伴う発生土処理に併せて実施し、優良農地の確保を図る。</p> <p>(集落防災安全施設) 防火水槽の老朽化に伴い再整備を行い、防災安全の確保を図る。</p> <p>(農作業準備休憩施設) 共同利用農業機械の保管および農業者の休憩施設を整備し、作業環境の向上を図る。</p>								
事業進捗の状況	※H29年度までの進捗率：51.1%								
事業費の推移	事業年度	年度事業費	累計事業費	工 種	進捗率%	摘要			
	全体(当初)	1,783.0	(単位:百万円)						
	H23年度まで		835.3	用排水 農道	28.2				
	H24	163.4	998.7	用排水	33.7				
	H25	46.0	1,044.7	用排水	35.3				
	H26	53.8	1,098.5	用排水	37.1				
	H27	240.4	1,338.9	用排水	45.2				
	H28	71.4	1,410.3	用排水	47.6				
	H29	101.9	1,512.2	用排水	51.1				
	H30	210.0	1,722.2	用排水	58.2				
H31	420.0	2,142.2	用排水 区画整理	72.3					
H32以降降残	819.1	2,961.3	全工種	100.0					

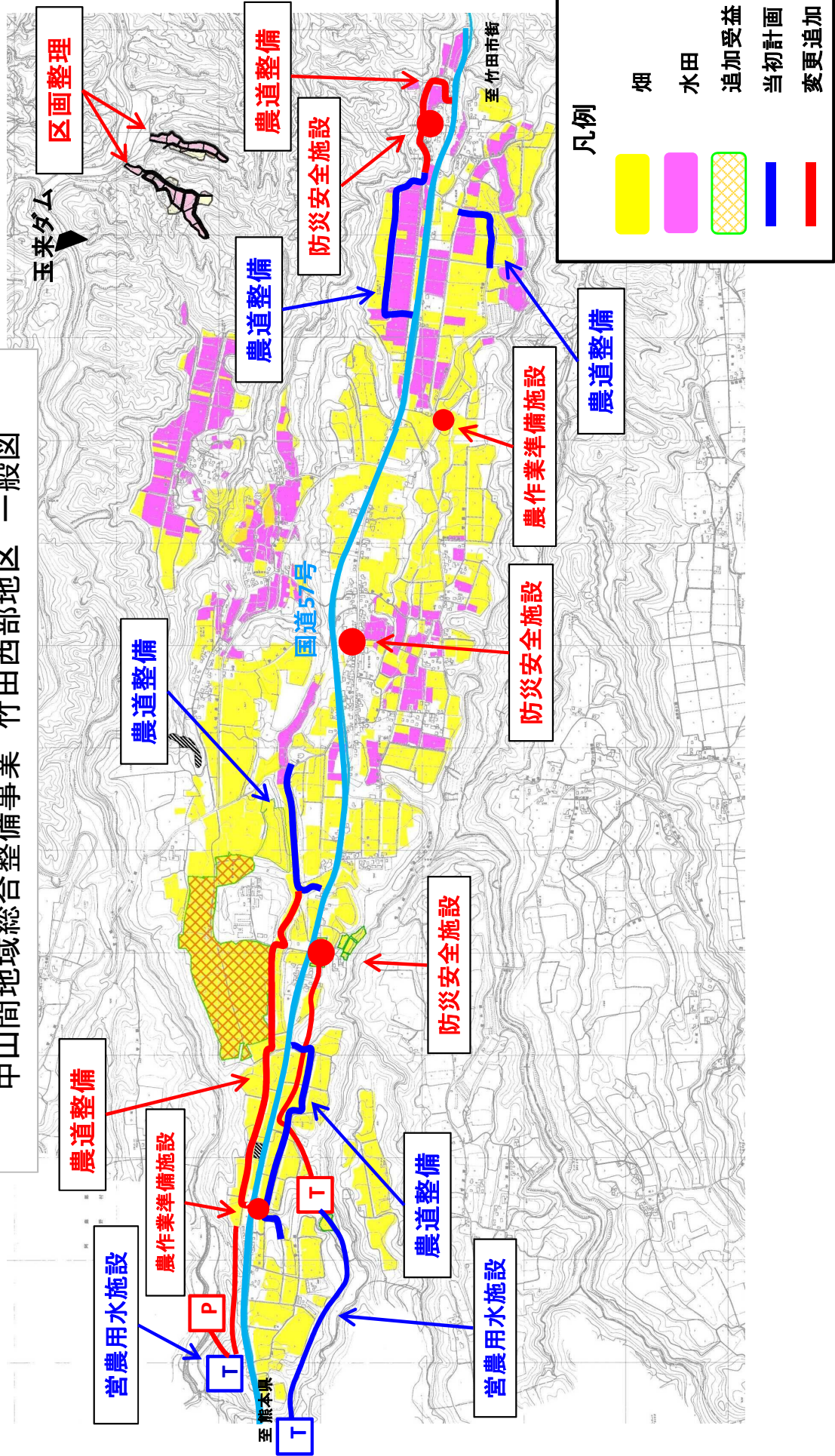
再 評 価 書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	・竹田市の農家戸数 H17 3,730戸 → H27 2,974戸 △756戸(△20.3%) ・竹田市の農業産出額 H17 1,801百万円 → H27 2,284百万円 +483百万円(+26.8%) ・上記の内野菜の産出額(占有率) H17 493百万円(27.3%) → H27 914百万円(40.0%) +421百万円(+85.4%) 農業従事者の高齢化や後継者不足を背景に農家戸数が減少する中、農業生産基盤の整備促進や高生産性農業への取り組み等により、農業産出額は大きく伸びている。特に野菜の割合が高まっており、今後も大蘇ダムの水を活用した農業経営の安定化及び高収益化が期待される。			
	地元情勢の変化	地元や関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。また、関連事業である国営大野川上流土地改良事業の第三回計画変更の同意も得ている。 H28.9 国営大野川上流土地改良事業の第三回計画変更確定 H29.7 当該受益が竹田市土地改良区菅生畑かん工区として、編入される。			
事業の必要性	必要性・緊急性	国営事業により整備された大蘇ダムを新規水源としパイプライン化された畑地かんがいを実施し、季節に応じた農作物の作付けを行う複合経営を実現する。さらに、条件不利地域の整備、農産物流通の合理化等を総合的に行うため、竹田市の西部地域を農業・農村の発展に向けた事業実施区域に設定し、総合的な整備により本地域の活性化を促進する。 また、国営事業がH31年度完了することに併せ、本地区の事業完了年度をH33年度とする。			
	整備効果	【農業生産基盤】 ・農業用排水施設 大蘇ダムの水を活用した大規模畑作経営を安定させる。 ・農道整備 狭小かつ路面状況の悪い農道を整備し、円滑な農産物出荷を計る。 ・区画整理 玉来ダム建設事業と連携した建設発生土を活用した区画整理を行い、優良農地の確保を図る。 【営農環境整備事業】 ・営農用水施設 水源施設～配水タンクまでの老朽化した施設を更新し、生活環境基盤を整える。 ・集落防災安全施設 防火水槽の老朽化に伴い再整備を行い、防災安全効果を図る。 ・農作業準備休憩施設 共同利用農業機械の保管や農作業従事者の休息箇所を整備し営農環境の向上を図る。			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時 1.0	H25 再評価時 1.0	今回 再評価時 1.2
		費用便益の分析	効果算定方式が、総事業費・妥当投資額による投資効率方式から、総費用・総便益費による総費用総便益比方式の算定に変更となったため、今回見直しを行った。また、国営事業の計画変更にあわせて作付体系等の見直しを行った結果、人参などの品目の追加により、総便益の増となった。		
	工法の妥当性	・土地改良法を始めとした関係法令及び農林水産省監修の各技術基準等に準拠している。 ・配水の起点となるファームポンドから関係受益農地までの配管計画において、必要となる減圧施設や加圧施設について、経済性はもとより維持管理性も考慮した上で設置計画を検討している。			
	コスト縮減	・各施設を設計するにあたり、用地買収や地上権設定の伴わない公道に埋設し、コスト縮減に努めている。 ・管水路工事を実施するにあたり、既設路盤材を活用することにより、建設副産物の発生を抑制している。			
事業実施環境	環境等への配慮	・発生した掘削土を埋め戻しや盛土に流用し、地区内で完結させることにより環境に配慮している。 ・工事実施においては、低騒音、低排出ガス型の建設機械を使用し、生活環境に配慮している。			
	事業の実効性	・土地改良法に基づく地元から申請された事業であり、変更内容についても地元の同意を得ている。 ・関係受益者で構成する「竹田市土地改良区菅生畑かん工区」が組織されている。 ・竹田市において大野川上流地域の農業振興に特化した組織「大野川上流推進室」を農林整備課内に設置し、市、地元の事業推進体制が整備されている。			
	事業の成立性	・関連事業で上位計画に位置づけられる「国営大野川上流土地改良事業」については、H28年度に第三回の計画変更が確定しており、現在、大蘇ダムの浸透抑制対策工事を実施中である。H31年度の国営事業完了にあわせて、末端県営施設の整備調整は、H33年度を目指している。 ・大分県農林水産業振興計画、大分県農業農村整備長期計画との整合が図られている。 ・竹田市の農林業振興計画等との整合が図られている。 ・土地改良法による事業である。 ・負担区分：農業用排水施設、区画整理(国：55.0%、県：30.0%、市：10.0%、地元：5.0%) 農道整備(国：55.0%、県：30.0%、市：15.0%) 農業集落防災安全施設、農作業準備休憩施設(国：55.0%、県：25.0%、市：20.0%) 営農用水施設(国：55.0%、県：25.0%、市：15.0%、地元：5.0%)			
	事業の特殊性	・工期について、国営事業と調整を図りながら推進する必要がある。 ・畑地での用水路整備工事であり、技術的な特殊性はない。			
対応方針	対応方針案	「継続」			
	理由	国営事業については、H31年度の完成を目指し計画的な工事が実施されており、末端水路整備を行う県営事業は国営事業の進捗に合わせた事業推進が必要である。			

事業箇所位置図

中山間地域総合整備事業 竹田西部地区 一般図



費用便益内訳書

(金額単位：千円)

事業名		中山間地域総合整備事業 竹田西部地区			
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 H16～H73	農業用排水施設	A=324ha	15,289,672	本事業費+関連事業費(国営かんばい)	
	農道整備	L=5,490m	332,032	本事業費	
	区画整理	A=4.3ha	67,200	本事業費	
	営農用水施設	n=2地区	252,000	本事業費	
	農業集落防災安全施設	n=3地区	18,900	本事業費	
	農作業準備休憩施設	n=2ヶ所	31,500	本事業費	
		合計		15,991,304	割引前の総費用
総便益	評価項目	便益額		備考	
測定期間 H16～H73	作物生産効果	599,644		キャベツ等生産量の増加効果	
	品質向上効果	6,910		キャベツ等単収の増加効果	
	営農経費節減効果	39,426		労働時間の短縮等の効果	
	維持管理費節減効果	△ 5,642		施設の変更による維持管理費の増減効果	
	走行経費節減効果	34,692		輸送コストの節減額	
	地域用水効果	8,143		営農用水施設の整備効果	
	地籍確定効果	83		国土調査費の節減	
	生活改善効果	78		アンケートによる支払い意志額	
	災害時応急対策効果	933		農業集落防災安全施設の利用効果	
	国産農産物安定供給効果	135,213		国産生産物の安定供給に寄与する効果	
	合計	819,480		割引前の総便益	
総費用額(C)	13,597,956	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計			
総便益額(B)	16,686,680	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計			
費用便益比率(B/C)	16,686,680 / 13,597,956 = 1.22 ≒ 1.2				

部内再評価チェックリスト(中山間地域総合整備事業)

地区名 (竹田西部)

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況 (前回評価からの変化点及び現状)		
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主なる理由	■	■	自然的、経済的、社会的に恵まれず生産条件が不利であることから当該事業が必要である。(変更なし)		
		緊急を要する現状の課題	機能低下	■	■	・地形的に河川からの取水が困難で恒常的な用水不足があり、さらに農産物の流通網の整備が遅れていることから、用水の安定供給確保、流通網としての農道、集落道の整備が急務となっている。(変更なし)		
事業実施の必要性	○必要・緊急性	耐用年数経過	耐用年数経過	□	□	・既存施設なし		
		維持管理費の割高	維持管理費の割高	□	□	(該当なし)		
		関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整が必要である	■	■	・関連する国営かんがい排水事業大野川上流地区と調整を図る必要がある。		
		○整備効果	農業生産性の維持向上	農業生産性の維持向上	■	■	土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果(受益面積あたり)【注：効果項目は年効果額・千円】(変更なし)	
			農村生活環境の整備	農村生活環境の整備	■	■	農村の定住条件に関して、①安全性向上、②保水性向上、③利便性向上、④快適性向上が見込まれる。(変更なし)	
			(※その他細別項目記入)	(※その他細別項目記入)	□	□		
			費用便益分析(B/C)等	費用便益分析(B/C)1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超過した効果が見込まれる	■	■	B/C = (前回) 1.0 (今回) 1.2 > 1.0	
		事業手法・工法の妥当性	○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	■	■	土地改良設計基準に基づき、適合した工法を採用している。(変更なし)
				植栽案の検討	事業効果及び経済性における植栽案の検討状況	■	■	地域の条件に応じた工法等を採用し、経済的工法としている。(変更なし)
				コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	工法等の比較検討を行い、経済的工法を採用している。(変更なし)
地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効利用、地域内発生建設副産物の使用			■	■	各地区の残土は、近隣の他事業と調整を図ることで運搬距離の短縮によるコスト削減に努める。(変更なし)		
自然環境への配慮	周辺の自然環境への影響と負荷軽減対策			■	■	低排出ガス型の建設機械を使用する。(変更なし)		
周辺の住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負荷軽減対策			■	■	低騒音型の建設機械を使用する。(変更なし)		
景観の配慮	周辺の景観への配慮			■	■	盛土工事に、コンクリート擁壁等の使用を控え、周辺景観との調和を図っている。(変更なし)		
○環境等への配慮	残土処理の状況			残土処理土量の低減対策と処理地での環境配慮	■	■	残土処理地：事業区域内で処理を行う。(変更なし)	
文化財の保護	文化財等の調査及び保護			文化財等の調査及び保護	□	□	該当なし	
事業の実効性	○事業の実効性			地元要望、協力体制	要望書の提出、事業実施に対する推進体制がある	■	■	土地改良法に基づき、地元から申請された事業である。土地改良区と調整を図り事業推進をしている。(変更なし)
		市町村の協力体制	地元説明や用地取得(用地使用承諾)に関して市町村の支援がある	■	■	市に順事業の地元調整担当の職員がいる。(変更なし)		
		用地取得の難易度	地域地権者等の同意又は理解が得られている	■	■	土地改良法手続により、受益者の同意を得ている。(変更なし)		
		法令に基づく調整事項	法令に基づく調整事項がある(国立公園等)	■	■	道路協議が必要であり、事前協議済みである。(変更なし)		
		上位計画等との関連	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画との整合性	■	■	大分県農林水産業振興計画、農業農村整備長期計画との整合性が図られている。		
		○事業の成立性	事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令(条項)	■	■	土地改良法第2条第1項に基づき事業を実施。(変更なし)	
		事業実施環境	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件への適合状況	・受益面積 324ha>60ha ・生産基礎整備 3工種>2工種 ・五法指定の過疎地域(SS5.4)に該当している(変更なし)	■	■		
		他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	■	■	国営かんがい排水事業大野川上流地区と連携を図ることで、地域の農業用水の安定供給が図られる。(変更なし)	
		施工時期、期間の制限	工事の時期や期間に制限がある(観光地等)	工事の時期や期間に制限がある(観光地等)	■	■	地元農家と営農時期等との調整を図り工事実施を行う。(変更なし)	
		○事業の特殊性	技術的難易度	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施工の技術的実現性	■	■	大規模な切土及び盛土の地区もなく、難工事等は予想されない。(変更なし)	

* 「小項目の細別」は、対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

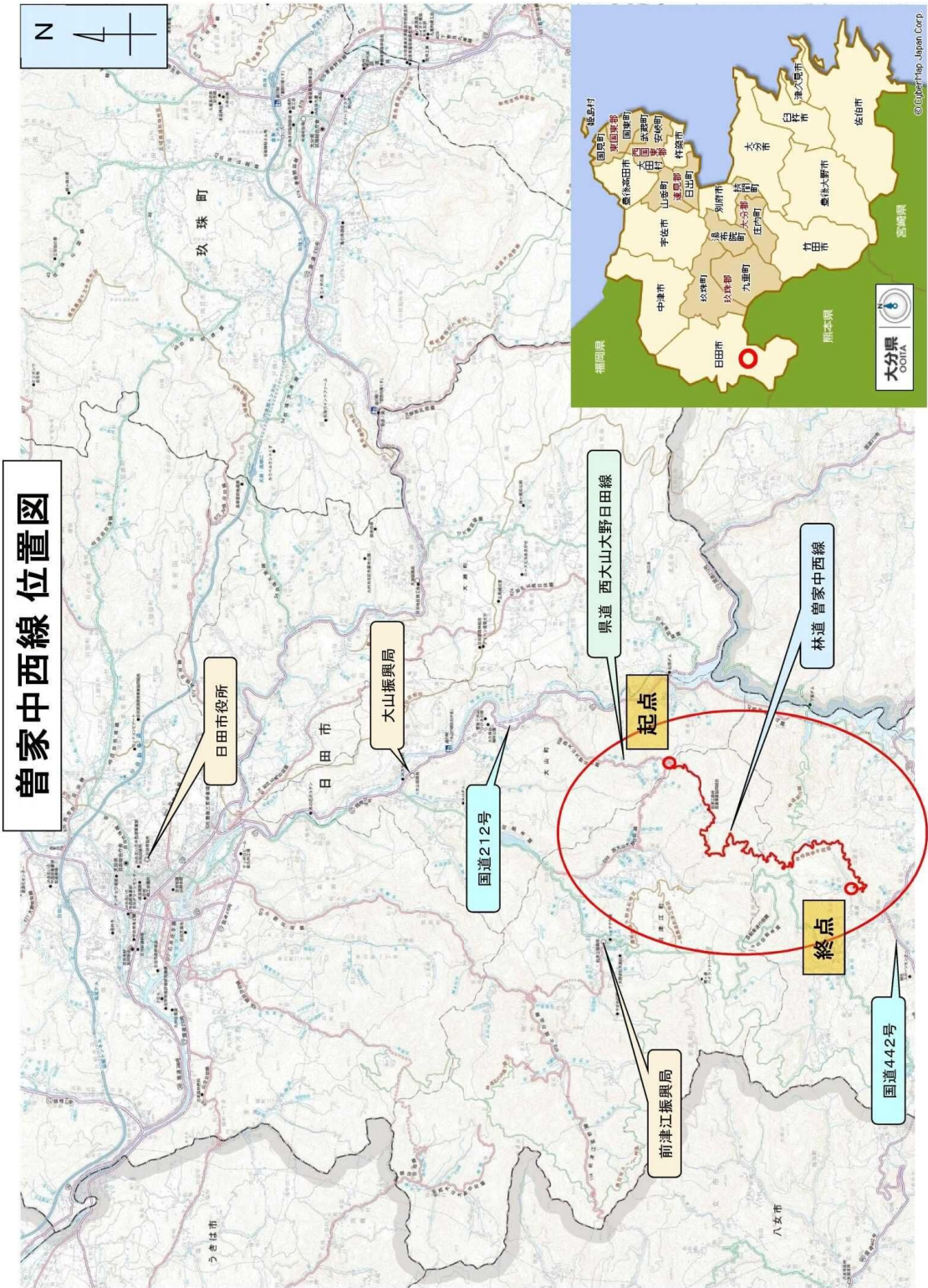
※ 太枠青色部は、修正不可(様式統一項目)

事後評価書

様式1

事業の概要	事業名・路線河川港地区名等	事業名： 道整備交付金事業 路線、地区名等： 森林基幹道 曾家中西線							
	所在地・工区名	日田市大山町西大山字葛払 ～ 日田市中津江町合瀬字ヲトコロ							
	事業の目的	本林道の開設により、既設の道路と連携した林内路網ネットワークを構築することで、地域の森林資源の適正な管理及び保全を図り、林産物の搬出コストの低減や機械化を促進し、効率的な林業経営を行う。							
	事業採択年度	採択年度： H8年度			着工年度： H9年度				
	事業の内容	開設延長：13,448m、幅員：5.0m、設計速度：30km/h							
	事業計画の推移	全体事業概要		当初計画		前回評価(H18年)		最終精算(H24年)	
			計画期間	H9～H25		H9～H25		H9～H24	
			工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
			開設	10,800	2,800	12,940	3,232	13,448	3,366
計			10,800	2,800	12,940	3,232	13,448	3,366	
変更内容・理由	事業着手後に地権者より用地承諾撤回があり、線形変更を行った結果、延長が増となった。線形変更の結果、地形条件が厳しく法面保護工の追加に経費を要したため事業費が増となった。								
社会・経済情勢の変化	・日田市にバイオマス発電所が整備された(H25年11月)								
事業の効果	必要性	本林道計画地域は、利用区域面積698haで人工林率90%と高く、間伐などの森林施業を実施するのが急務な地域であるが、現状は狭幅員の作業道があるだけで、幹線となる路線がなく、適正な森林施業及び森林資源の有効な活用に支障を来している。このため、路網整備の推進と効率的な森林整備を行っていくために本林道は必要である。							
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・作業道等の路網が整備され、林業経営の効率化・森林の適正な維持管理等が促進された。 ・周辺の原木市場や木材加工施設への木材の供給量が増え、地域の林業の振興が図られた。 ・切り捨てになっていた間伐材や未利用材を木質バイオマス発電所の燃料として有効利用が図られた。 ・尾根部や急傾斜地等の木材生産に適さない地域では、広葉樹林化により多面的機能(土砂流出の防止等)を重視した森林への転換が図られる。 ・集落間を結ぶ生活道として活用され、山間集落の生活環境の改善が図られた。 							
事業の実施状況	費用対効果分析	・費用便益分析比(B/C)=1.1							
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・林道のルートは、地形・地質・周辺環境・経済性等を総合的に比較し、決定している。 ・主要構造物については、各工法の経済比較を行い、採用している。 ・適用法令は森林法、技術基準は林道規定等であり、適合した工法を採用している。 							
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・路側構造物には安価なL型擁壁や補強土壁工を採用している。 ・土工量・構造物の設置が最小限となるよう線形を選定している。 ・間伐材を有効利用した柵工等を盛土法面に設置することで、法面浸食の防止を図っている。 							
	環境等への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削土の現場内処理(林業作業用施設の構築)に努め、周辺環境への影響の縮減を図っている。 ・既設作業道の有効利用による切土、盛土量の低減 ・工事の使用機種に「排ガス対策型」を指定し、二酸化炭素排出の抑制に努めている。 ・法面については植生による緑化を図ることで自然環境への負荷を軽減し、間伐材を柵工等として利用するなど、木材利用及び景観配慮に努めている。 							
	事業の実効性の確認 (事業採択時からの変化の状況)	地元住民、関係者等の事業に対する理解や協力は十分であり、事業の早期完成に喜ぶ声が多い。また、起終点の交差点協議や保安林の作業許可、伐採届等必要な手続きは完了している。							
事業の検証	当該事業の今後の課題	骨格となる林道が完成したことから、支線として林業専用道や森林作業道を作設し、早期に間伐や主伐を実施する必要がある。							
	同種事業に関する今後の計画や調査のあり方	事業を実施する妥当性の観点から、当初の線形決定精度を上げ、事業費の当初見積りの精度を上げる必要がある。							
	その他特記事項	特になし							
対応方針	対応方針案	今回の5年目の事後評価で評価は完了とする。							
	理由	事業後の林道の活用状況や事業の効果などから今後も引き続き有効活用されるものと判断されるため。							

事業概要位置図



林道事業 事後評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の詳細	評価	具体的な内容
事業の効果	必要性	整備が必要な主たる理由	当初計画時の課題や社会情勢の変化を踏まえ、事業が必要とされた主な理由	○	適正な森林施業の実施、地域林業の活性化、一般交通路等としての活用。
			森林へのアクセス改善状況	○	高性能林業機械等の大型機械の搬入及び大型トラックでの木材の搬出ができた森林施業の効率化が図れた。
			森林整備の活性化状況	○	林道の整備により81haの森林整備(主伐・間伐)が図れた。
			一般交通路としての活用	○	集落間を結ぶ事ができ、経路短縮等の効果が得られた。
			社会経済的影響	○	副次的な効果も含めて、波及効果があった。
			老朽化対策に係る効果	-	維持管理については市町が実施するため【該当しない】
			地域防災計画・地域強靱化計画	-	【該当なし】
			長寿命化計画など	-	維持管理については市町が実施するため【該当しない】
			その他の効果	○	災害時迂回路としての利用等、当初設定した林業活動以外の目標が達成できた。 適切な森林管理が行われることで、森林認証材として木材の付加価値を高めることができた。
			利用者や地元住民の評価	○	利用者や地元住民が要望した目的が達成され評価された。
事業の実施状況	費用対効果分析	費用(便益分析(B/C)等)	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	○	B/C(当初)算出していない、H18再評価時1.15と1.2、(最終)1.08と1.1 事業費の増及び森林整備事業量の変動による。
			工法の妥当性	○	事業手後に用地承諾の撤回があり、路線のルート変更に伴い延長増となった(前回評価承認済)。
			コスト削減	○	路側構造物に安価な型擁壁や補強土壁工の採用、既設作業道を利用し土工量を削減することにより、コスト削減を図った。
			自然環境への影響	○	法面の緑化や既設作業道を利用した切土・盛土の低減等の地域の景観や野生動物植物の生息・生育環境等に配慮した工種・工法を採用した。
			周辺の住環境への影響	○	低排出型、低騒音、低振動型の建設機械を使用し騒音及び周辺住民への負荷低減を行った。
			景観への影響	○	切取法面、盛土法面は、可能な限り緑化工を施工することにより景観に配慮した。
			残土処理の状況	○	切取土での擁壁構築(補強土壁)や林業用作業施設等の設置を行うことで、事業地内での利用に努めた結果、事業地外への残土の搬出は無かった。
			地元の協力状況	○	地元からの協力が得られ、特殊な事例があった場合は適切な対応を行った。
			事業の実効性の確認(事業採択時からの変化の状況)	○	森林法、県道接続等に係る協議・手続きを行った。
			事業の検証	当該事業の今後の課題	当該事業の今後の課題
今後の計画や調査のあり方	○	事業を実施する妥当性の観点から、事業費の当初見積り精度を上げる必要がある			
その他特記事項	-	特になし			
評価指標	評価が○の場合 → 評価に△がある場合 → 評価に×がある場合	事業の目標を達成し、事業効果が発現している。			
		概ね事業の目標を達成しているが、課題等について今後も継続して対応が必要である。			
		早急な対応及びフォローアップをおこなう必要がある。			

大分県事業評価監視委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、大分県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の開催の周知)

第2条 委員会の開催は公開とし、所定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容の変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、委員会の名称、開催日時、場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、問い合わせ先、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第3条 傍聴人とは、委員長の許可を得て、委員会を傍聴する者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- 一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- 二 酒気等を帯びていると認められる者
- 三 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(一般傍聴席の傍聴人の定員)

第4条 一般傍聴席の傍聴人の定員は20人以内とし、議場の大きさによりあらかじめ決定する。ただし、委員長が特別の事情があると認める場合は、委員長は別に定員を決めることができる。

(一般傍聴の受付)

第5条 一般傍聴を希望する者は、委員会当日の会場受付にて先着順で一般傍聴受付簿に氏名、住所を記入する。受付を終了した者は一般傍聴券、資料、傍聴要領の交付を受け、入場することができる。なお、一般傍聴の受付は受付時間内であっても傍聴希望者が定員となり次第終了する。

(一般傍聴券の携帯及び提示)

第6条 一般傍聴者は、一般傍聴券の交付を受け、これを携帯し、事務局員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(一般傍聴券の通用期限)

第7条 一般傍聴券は、交付当日限り通用する。

(一般傍聴人の会議室における遵守事項)

第8条 一般傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 委員長及び事務局員の指示に従うこと。
- 二 静粛にし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明しないこと。
- 三 飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 みだりに席を離れないこと。
- 五 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- 六 携帯電話、PHS、ポケットベル等これらの類について会場内での使用は禁止とし、受信音等についても鳴らないようにすること。
- 七 写真撮影、録画、録音等を許可なく行わないこと。
- 八 その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(報道関係者の会議室における遵守事項)

第9条 報道関係者は、節度ある取材を行うとともに、委員長及び事務局員の指示に従うこと。

(委員会の一時非公開)

第10条 会議の内容が、大分県情報公開条例（大分県条例平成12年条例第47号）第7条各号に規定する情報に該当する場合、又は会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき、委員長は非公開であることを宣言し、委員会を一時非公開とすることができる。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 前条の規定により委員長が非公開であることを宣言したとき。
 - 二 傍聴人がこの要領に違反し、委員長が注意した後もなおこれに従わずに委員長が退場を命じたとき。
- 2 前項第二号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。